

北海道犯罪被害者支援ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和4年3月

北 海 道



「改訂にあたり」

北海道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指すため、北海道犯罪被害者等支援条例（平成 30 年 4 月 1 日施行、以下「条例」という。）を策定するとともに、条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した第 4 次北海道犯罪被害者等支援基本計画に基づき、犯罪被害者等への支援と理解を深めるための取組みを進めているところです。

道内の刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、子どもや女性を対象とする事件や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たず、また、交通事故により毎年多くの方が被害に遇われているなど、多くの方が犯罪被害に遭う不安を抱かれています。

犯罪等に巻き込まれ、苦しんでいる犯罪被害者等が、一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、関係機関や団体が連携し、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要であることから、平成 22 年に犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」を作成し、市町村や被害者支援団体等と連携した取組を行ってきているところですが、この度、犯罪被害者を取り巻く社会情勢の変化や支援制度の整備を反映し、「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」を改訂いたしました。

今後も犯罪被害等の状況の変化に応じた途切れることのない支援に向けて、このハンドブックをお役立ていただければ幸いです。

令和 4 年 3 月

北海道環境生活部長

【ハンドブック活用に当たっての留意点】

本文において、以下の記号等を使用しておりますので、ご注意ください。

●＝原則すべての人が対象となる支援等

★＝対象要件がある支援等

目 次

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	1
①直接的被害	1
②事件後に直面する状況	1
(2) 具体的に困難な状況	3
①心身の不調	3
②生活上の問題	5
③周囲の人の言動による傷つき	7
④加害者からの更なる被害	8
⑤インターネット上の違法・有害情報に対する対応	9
⑥捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	9
参考 捜査、裁判の流れ	10
2. 支援に携わる際の留意事項	16
(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	16
①基本的な支援対応の流れ	16
②相談する際の被害者側の不安	16
③具体的な対応のあり方	16
《具体的な応答にみる留意点》	20
《支援者自身のケア》	21
(2) 被害類型別特徴と対応上の注意点	21
【殺人等遺族への対応】	21
【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】	24
【交通事故に遭った人への対応】	27
【性犯罪に遭った人への対応】	29
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	32
【ストーカー被害に遭った人への対応】	35
【虐待された子どもへの対応】	37
3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	39
(1) 関係機関・団体の連携の必要性	39

(2) 関係機関・団体の連携の実際	40
①基本的な連携の流れ	40
②連携の際の留意点	42
「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」	44
4. ニーズに応じた解決手段	45
1. 総合的な相談	45
2. 心身の不調	45
3. 生活上の問題	45
4. 加害者に関すること	51
5. 捜査、裁判に伴う問題	53
5. 各機関・団体における支援業務	57
<総合的な対応>	
(1) 北海道	57
(2) 市町村	58
(3) 警察	65
(4) 第一管区海上保安本部	70
(5) 法テラス（正式名称：日本司法支援センター）	72
(6) 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室	74
(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金	76
<司法関連>	
(再掲) 法テラス（正式名称：日本司法支援センター）	77
(8) 高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所	77
(9) 家庭裁判所	80
(10) 検察庁	82
(11) 弁護士会	87
(12) 司法書士会	88
<刑事施設・保護観察所等>	
(13) 矯正管区	89
(14) 刑事施設	90
(15) 少年鑑別所	90
(16) 少年院	91
(17) 地方更生保護委員会	91
(18) 保護観察所	93
<人権・外国人対応>	

(19) 法務局・地方法務局	94
(20) 外国人在留総合インフォメーションセンター	95
<医療・福祉>	
(21) 精神保健福祉センター	96
(22) 障害者更生相談所（知的・身体）	97
(23) 福祉事務所	98
(24) 保健所	99
(25) 市町村保健センター	99
(26) 社会福祉協議会	100
(27) 地域包括支援センター	101
(28) 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター	102
(29) 医療機関（病院・診療所等）	103
(30) 一般社団法人北海道臨床心理士会	103
(31) 北海道社会福祉士会	104
(32) 北海道精神保健福祉士協会	105
<就労関連>	
(33) 労働基準監督署	106
(34) ハローワーク（公共職業安定所）	106
(35) 総合労働相談コーナー	107
(36) 中小企業労働相談所	107
(37) 労働相談ホットライン（北海道）	108
(38) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部	108
(39) 公共職業能力開発施設	109
<女性・子ども>	
(40) 配偶者暴力相談支援センター	111
(41) 女性センター/男女共同参画センター	113
(42) 婦人相談所	114
(43) 婦人保護施設	116
(44) 民間シェルター	116
(45) 児童相談所	117
(46) 児童家庭支援センター	118
(47) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設	119
(48) 母子生活支援施設	119
(49) 性暴力被害者支援センター北海道センター(SACRACH(さくらこ))	120
(50) ファミリー・サポート・センター	120
(51) 教育委員会	121

(52) 学校	122
(53) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター	122
<交通事件>	
(54) 交通事故相談所	123
(55) 北海道交通安全活動推進センター	123
(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	124
(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター	125
(58) 一般社団法人 日本損害保険協会	126
(59) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	126
(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)	127
(61) 公益財団法人 交通遺児等育成基金	129
(62) 公益財団法人 交通遺児育英会	130
(63) 公益社団法人 北海道交通遺児の会	130
(64) 公益社団法人 北海道交通安全推進委員会	131
(65) 北海道交通事故被害者の会	132
<その他>	
(66) 公益財団法人 北海道暴力追放センター	133
(67) 消費生活センター	134
(68) いのちの電話	134
(69) 年金事務所 (旧社会保険事務所)	135
(70) 全国健康保険協会 北海道支部	135
(71) 税務署	136

【関係機関・団体一覧】

◇市町村	138
◇警察	142
◇第一管区海上保安本部	144
◇高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所	145
◇高等検察庁・地方検察庁	145
◇刑務所・刑務支所	145
◇少年鑑別所	146
◇少年院	146
◇保護観察所	146
◇法務局・地方法務局 (支局)	146
◇福祉事務所 (市)	148

◇福祉事務所（町村）	150
◇保健所	151
◇労働基準監督署・総合労働相談コーナー	153
◇ハローワーク	154
◇中小企業労働相談所（北海道）	156
◇職業能力開発校（道立高等技術専門学院）	157
◇年金事務所	158

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

（1）犯罪被害者等の置かれた状況

①直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

②事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。

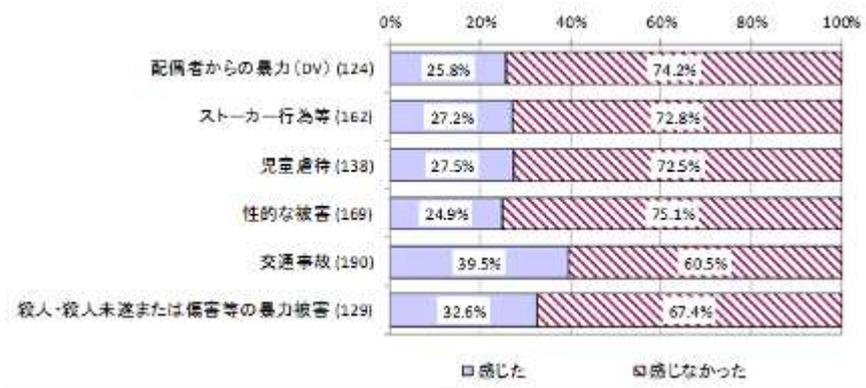


¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

【犯罪被害類型別の身体・精神的影響】

(ア) 犯罪被害類型別、身体上の問題の有無

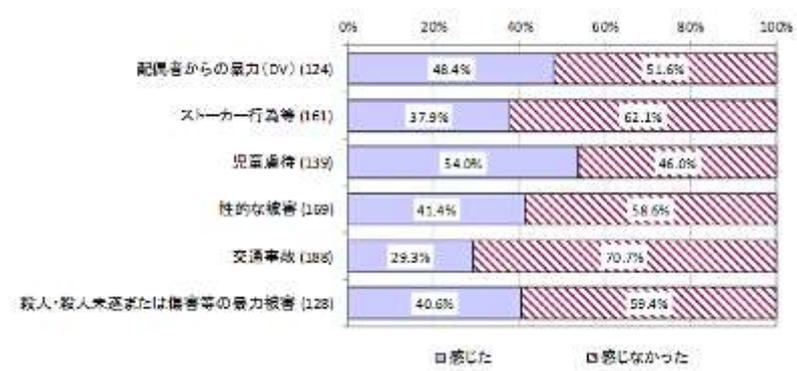
被害者等が、調査時点から、過去 30 日間になんらかの身体上の問題を感じたとする回答比率は、交通事故（39.5%）で最も高く、次いで殺人・傷害（32.6%）となっています。



(平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

(イ) 犯罪被害類型別、精神的な問題の有無

被害者等が、調査時点から、過去 30 日間になんらかの精神的な問題を感じたとする回答比率は、多くの類型で身体上の問題よりも高い数値を示しています。犯罪被害類型別には、児童虐待（54.0%）が最も高く、次いで DV（48.4%）、性的な被害（41.4%）となっています。



(平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

(ウ) 日常生活が行えなかったと感じた日数

被害者等が、調査時点から過去 1 年間の間に仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数は、犯罪被害者等（26.2 日）が一般対象者（7.5 日）の約 3.5 倍に達しており、犯罪等被害の与える影響の大きさがうかがえます。

回答者属性別、日常生活が行えなかったと感じた日数

回答者属性	平均日数
犯罪被害者等 (N=912)	26.2 日
一般 (N=779)	7.5 日

(平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

(2) 具体的に困難な状況

①心身の不調²

[直後]

全く予期できなかったことについては、人間は対処できません。あまりのショックで体も心も頭も動かず、その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ このときの犯罪被害者等は、あまりのショックに呆然とし、周りからは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えることから、混乱していることがよく理解されることがあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のお他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

[子ども]

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

²参考 : 武蔵野大学 人間科学部 小西聖子研究室 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ
(<http://victims-mental.umin.jp/>)

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような心身の反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

コラム —犯罪被害者等にみられることのある深刻な精神状態及び精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような治療を要する深刻な精神状態や、精神疾患をきたす場合があります。

PTSD (Post-Traumatic Stress Disorder:心的外傷後ストレス障害)

文字どおり心的外傷（トラウマ）を受けるような体験をした人が、その体験が心の中に侵入していき、それを原因として発症する精神疾患のことで、

- ・ 事件等を思い出したり、その夢を見たりするなどその時の苦痛をたびたび再体験する
- ・ 事件等の現場に近づけないなど、事件等を思い出させる行為や状況を回避する
- ・ 感情が麻痺し、何事にも無気力・無関心になる
- ・ 常に緊張して眠れなかったり、びくびくしたりする状態が長時間にわたって続く

などの持続的な精神的、身体的症状を呈することをいいます。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

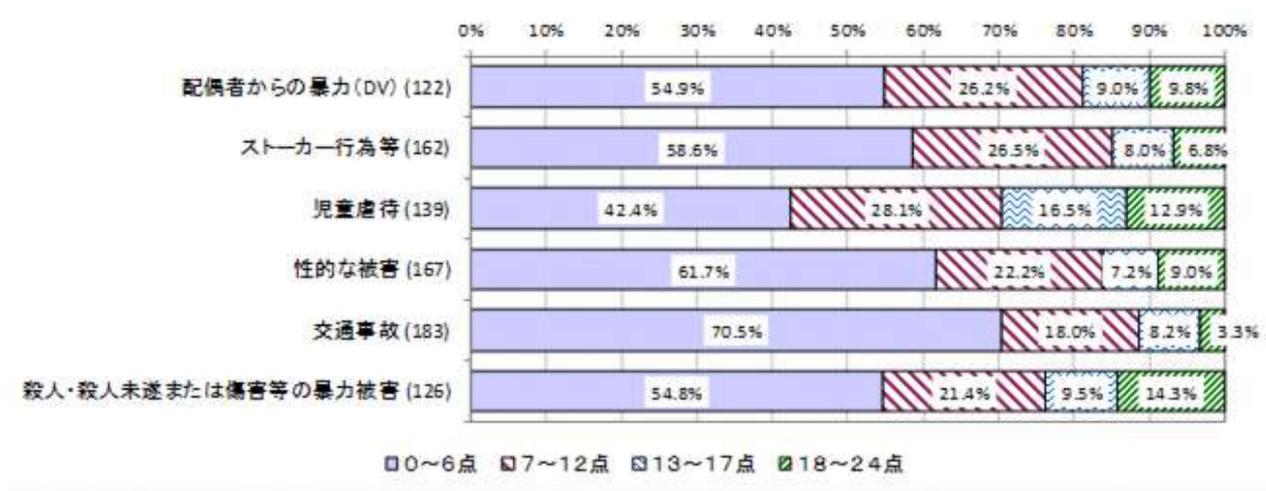
パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

【犯罪被害類型別に見た重症精神障害相当に相当する被害者等の状況】

精神健康状態に影響を及ぼす要因

重症精神障害相当（K6 の値が 13 点以上）の犯罪被害者等を犯罪被害類型別にみると、児童虐待（29.4%）で最も多く、次いで殺人・傷害（23.8%）、DV（18.8%）となっている。



※K6 とは：こころの健康を崩しているかを判断する指標。

6つの設問の合計値（合計 24）が高いほど精神健康に問題がある可能性が高くなり、合計値 13 点 以上では重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされ、7～12 点では、軽度精神障害の可能性ありとされている。

本調査では、アンケート調査票の Q29 において、過去 30 日間に「神経過敏に感じた」、「絶望的だと感じた」、「そわそわ落ち着かなく感じた」、「気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じた」、「何をしても骨折りだと感じた」、「自分は価値のない人間だと感じた」の 6 つの設問に対する回答選択肢について、「全くない」=0、「少しだけ」=1、「ときどき」=2、「たいてい」=3、「いつも」=4 とスコア化し、各回答のスコアを合算して得点を算出している。

（平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から）

②生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ね

をすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害に伴う次のような理由のため、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、北海道厚生局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親がその兄弟姉妹に十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

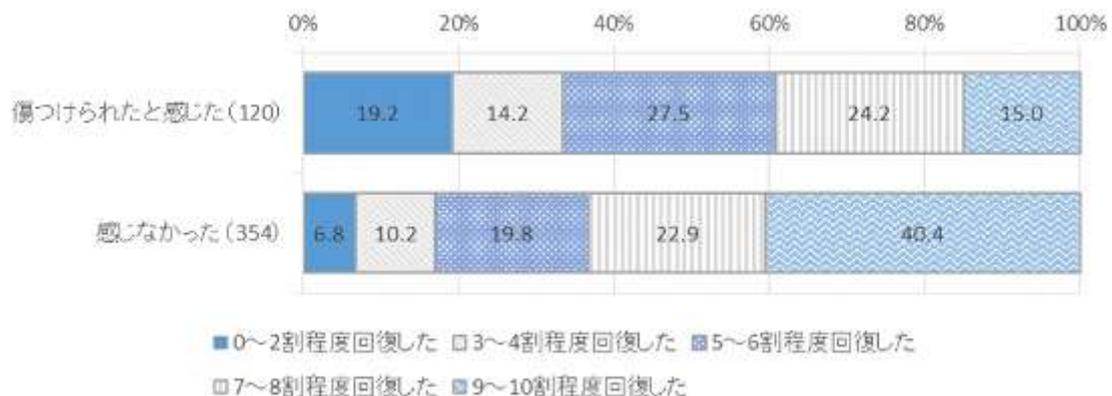
犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

<二次被害との関係>

事件後に関わった人々から傷つけられたと感じた人ほど、回復度が低い。二次被害が、回復を妨げている要因の一つであることがうかがえます。特に、家族・遺族から傷つけられたと感じた人が最も回復度が低く、身近な人からの二次被害の方が、回復を妨げる影響を与えていると考えられます。

加害者関係者による二次被害と回復状況の関係



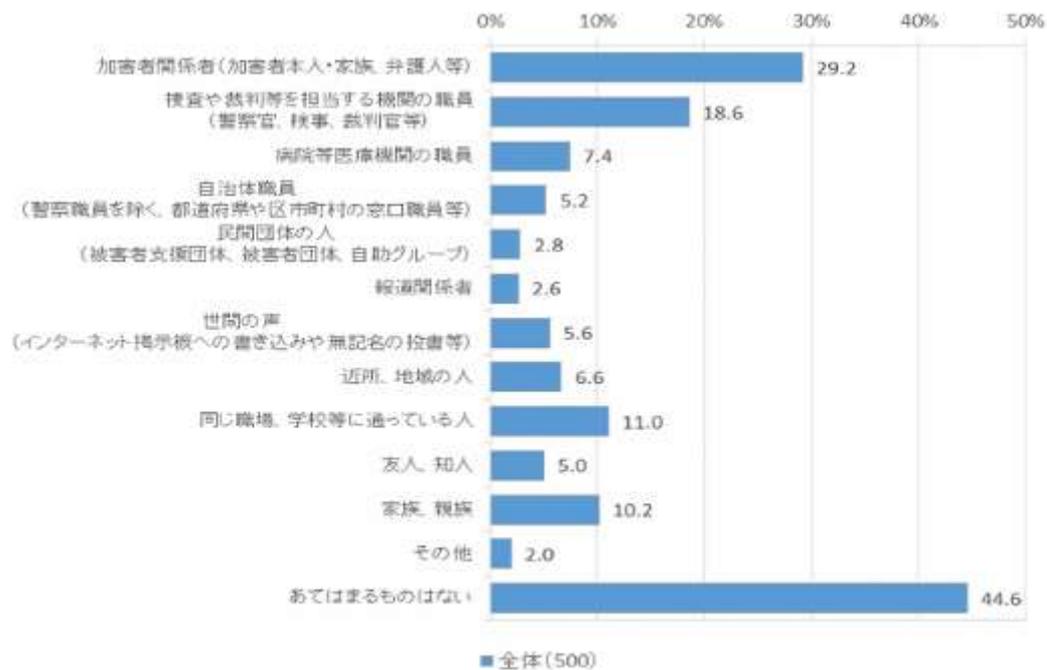
平成26年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

二次被害を受けた相手

事件後に、言動や態度によって気持ちが傷つけられたと感じた相手の割合



平成26年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかとという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤インターネット上の違法・有害情報に対する対応

インターネット上の誹謗中傷、その他トラブルの被害にあうことがあります。

【ネット上のトラブル・誹謗中傷に係る相談窓口についてのご案内】

- ・「違法・有害情報相談センター」（総務省）URL:<https://www.ihaho.jp> 

相談者自身で行う削除依頼の方法などをアドバイスします。

- ・みんなの人権 110 番（法務省）0570-003-110

削除依頼の方法のほか、事案に応じて法務局から、削除要請を行います。

- ・誹謗中傷ホットライン（セーフティーインターネット協会）

URL:<https://www.saferinternet.or.jp/bullying> 

インターネット上の誹謗中傷を受け、一定の基準に該当すると判断したものは、プロバイダーに連絡し、利用規約に沿った対応を促します。

⑥捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。（フラッシュバック）

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされる、などの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室ホームページ (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html> ) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります⁴。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁵。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

⑤刑事手続と民事手続

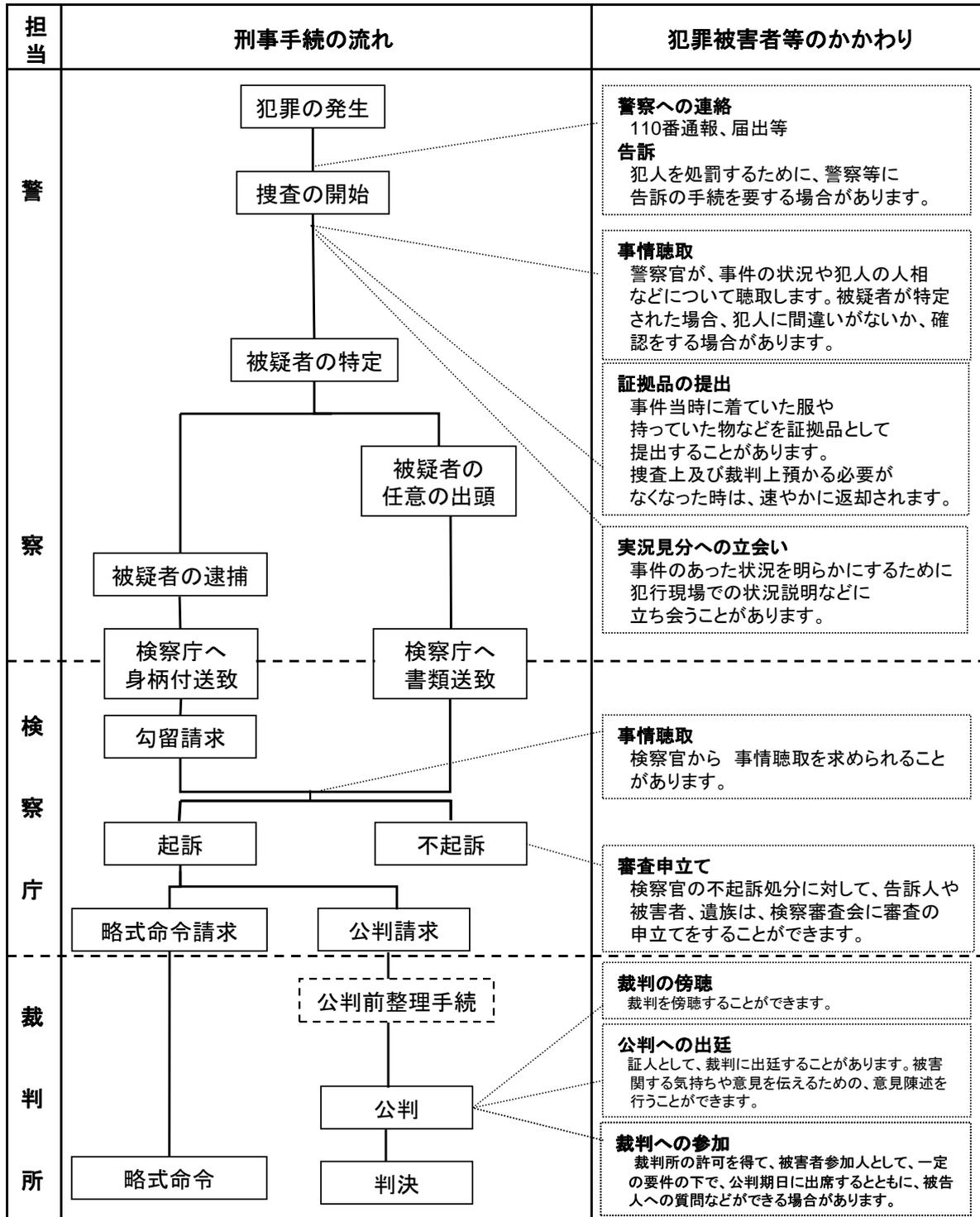
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます。

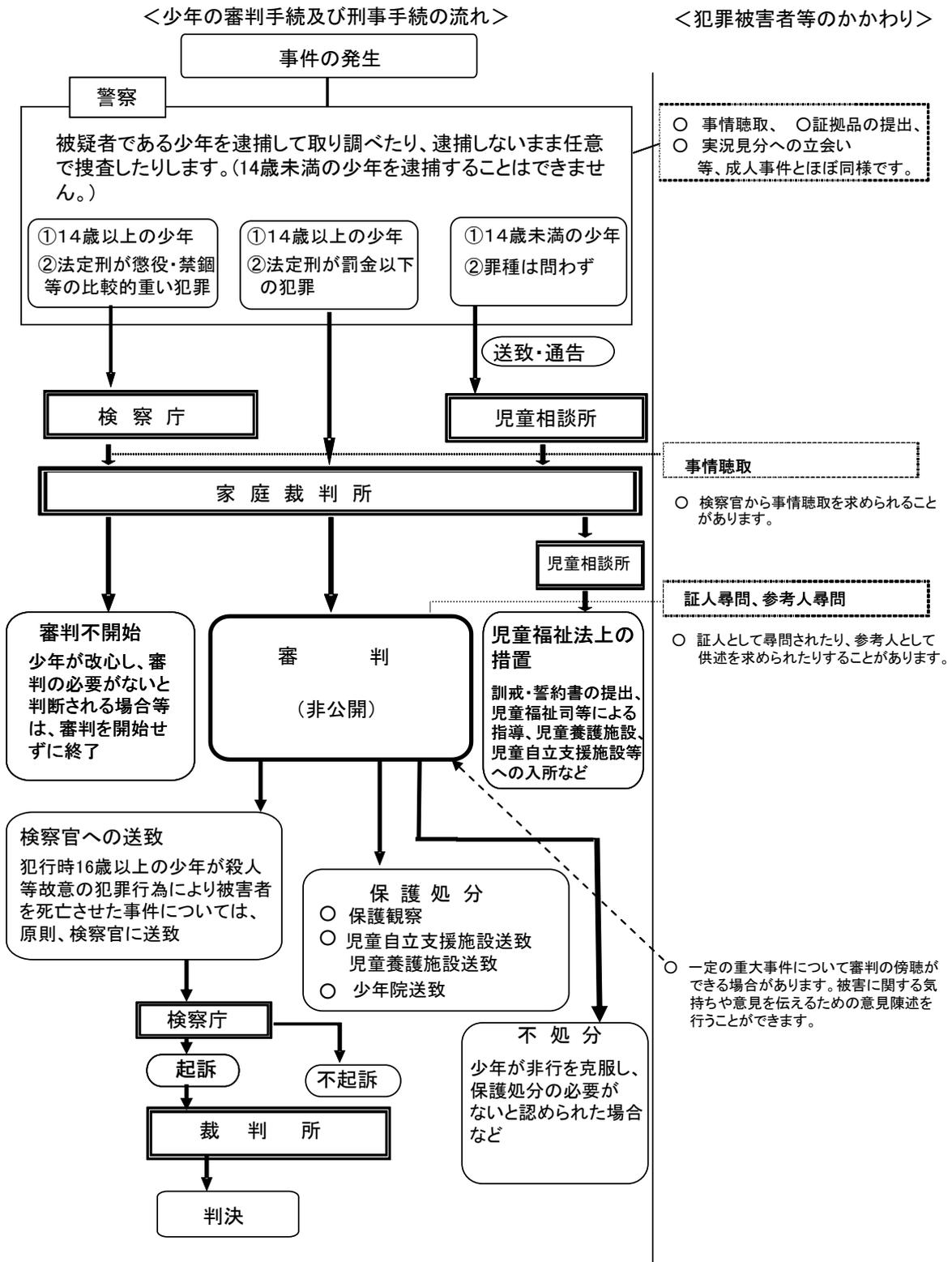
⁴ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁵ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

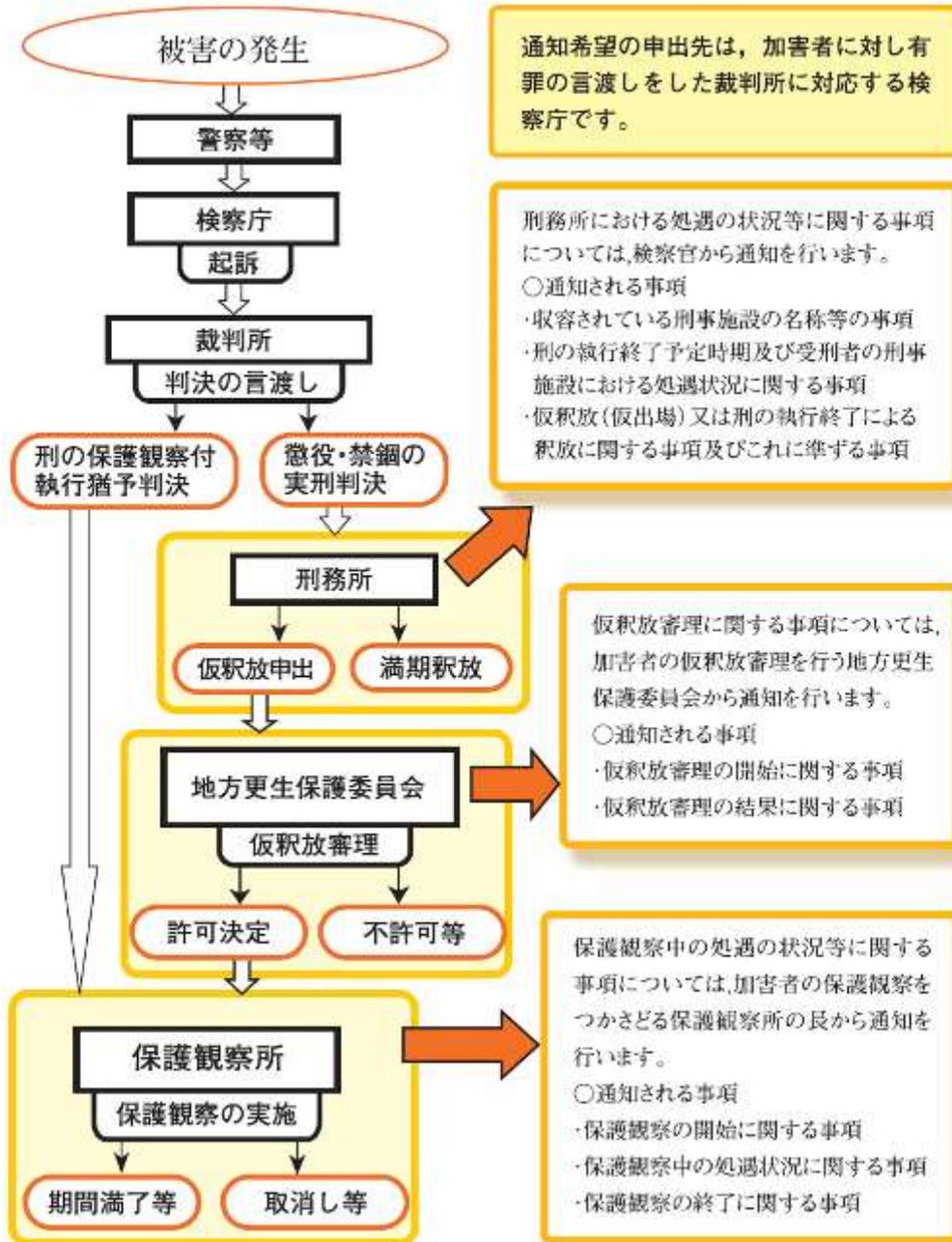


＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



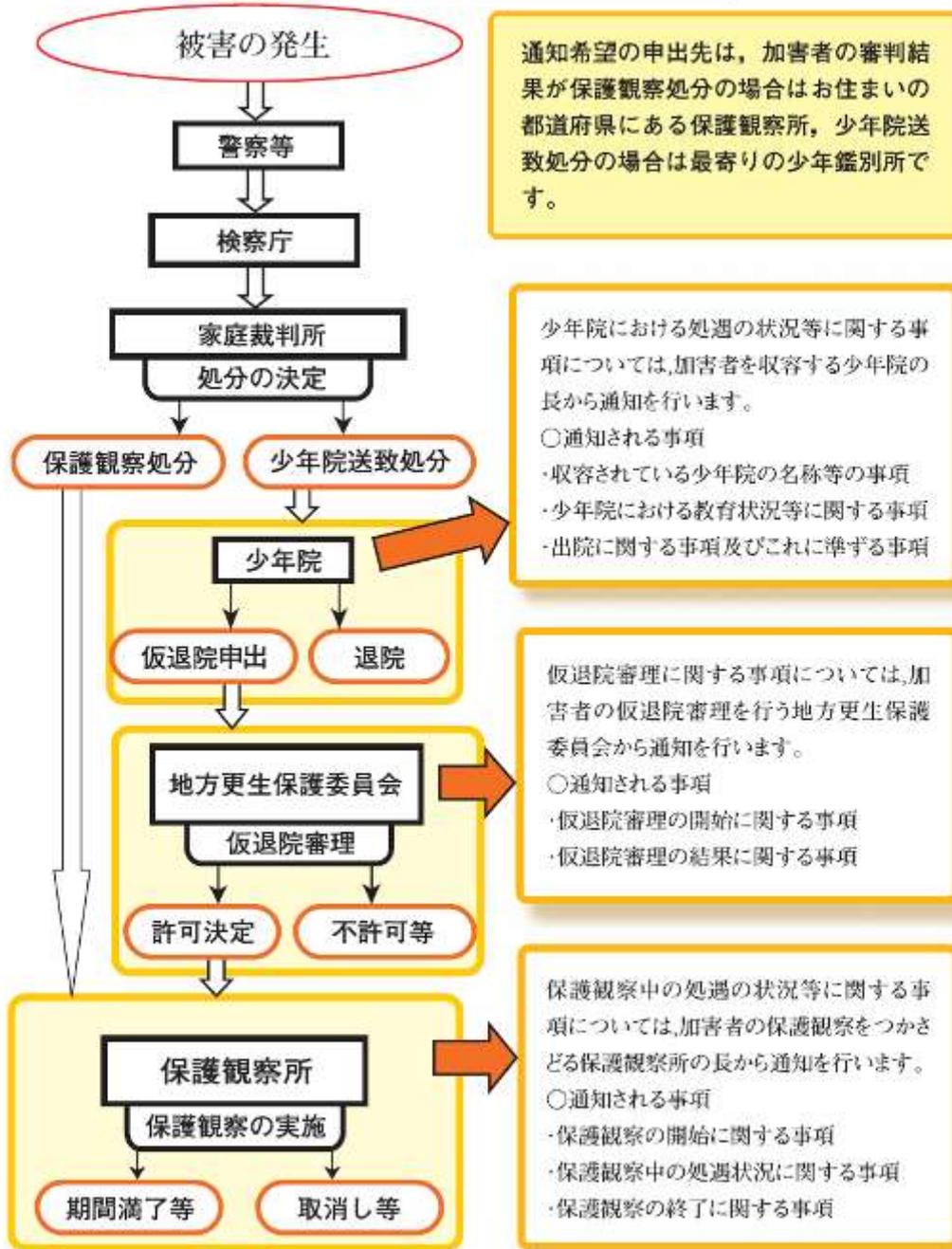
<被害者等通知制度の流れ>

加害者が刑事処分になった場合

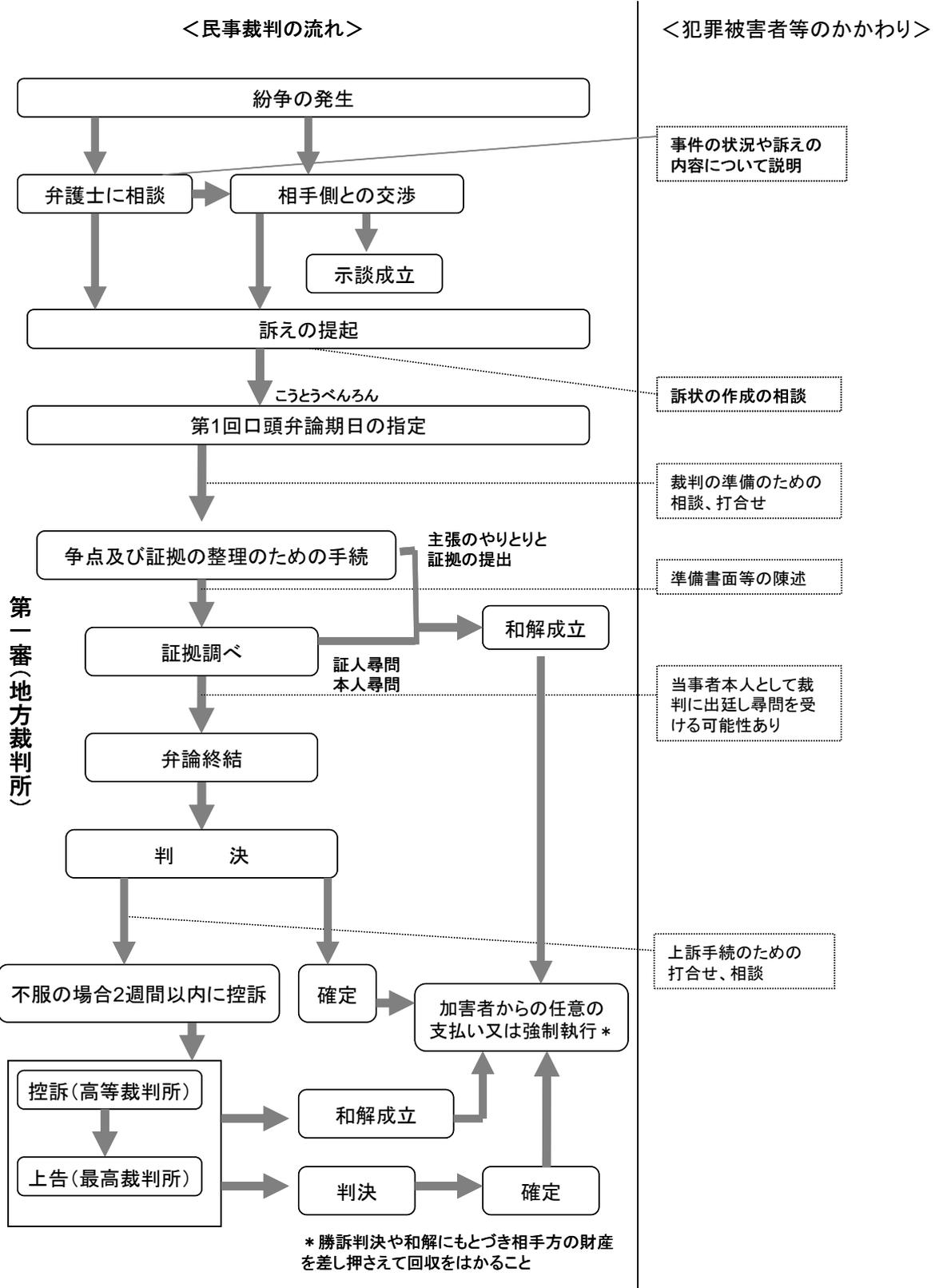


<被害者等通知制度の流れ>

加害者が保護処分になった場合



<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



2. 支援に携わる際の留意事項

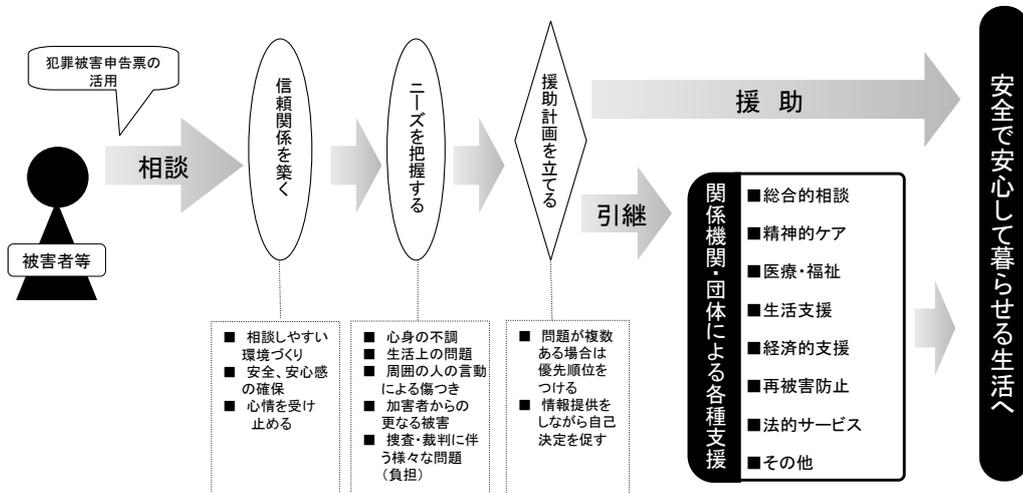
犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょ。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

①基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



②相談する際の被害者側の不安

- ・話しても分かってもらえないのではないか
- ・この人にどこまで話せばいいのか、話してよいのかが分からない
- ・聞かれたくないことや、話したくないことを聞かれないだろうかと不安
- ・興味本位に聞かれて不快な思いをしたくない
- ・話すことで辛いことを思い出したくない
- ・被害を現実のこととっていないのに、話すことで現実になったら困る

③具体的な対応のあり方

●相談しやすい環境をつくる

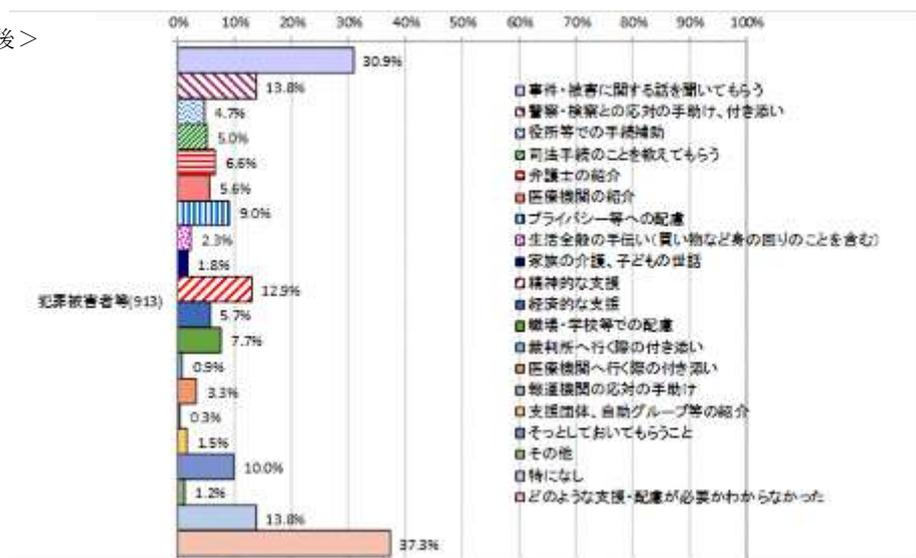
- ・来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・自己紹介をしっかりと、相手に受け入れられるよう努める。
- ・電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。

- ・犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。
- 安全確保を優先する
 - ・「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるところかどうか）」、「今、話をしているても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。
- 相談者を尊重し、相談内容を受け止める
 - ・犯罪被害者等の話を丁寧に聴き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。（被害者等は、悲しみや怒り、苦しみなどの感情を相手に受け入れてもらえると感じた場合、安心感を持つ）
 - ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）
 - ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
 - ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（救済するとか支援を与えてあげるという考えや、相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
 - ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある。相手が話し出すのを待つ時間が大切）
 - ・対応者の政治的信条や宗教観・道徳観・価値観を押し付けない。
- 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する
 - ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にする。

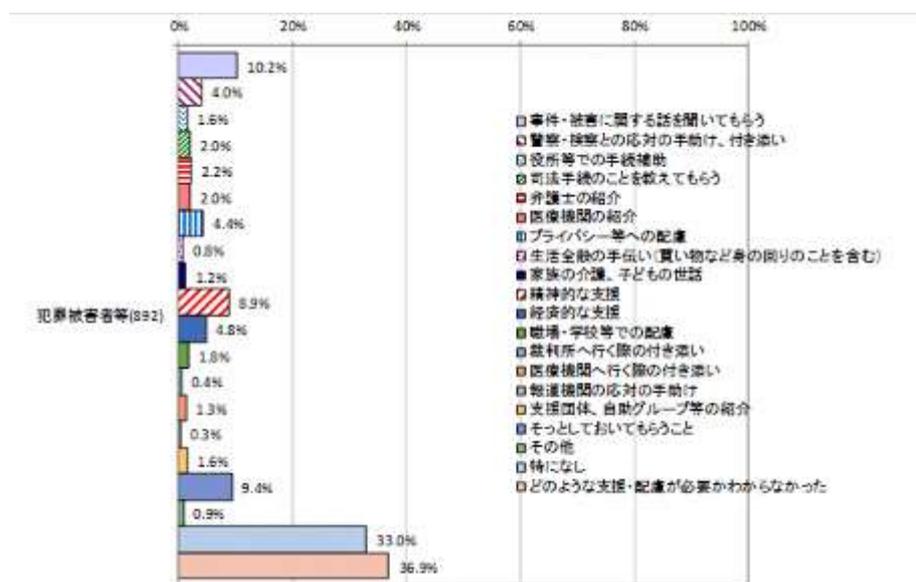
被害を受けた直後、現在において必要な支援等

犯罪被害者とその家族が被害直後に必要とした、また現在必要としている手助け・支援を尋ねたところ、双方とも「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」との回答比率がそれぞれ 37.3%、36.9%と最も高くなっています。具体的なニーズを挙げた意見の中では、被害直後では「事件・被害に関する話を聞いてもらう」（30.9%）が最も高く、「警察・検察との応対の手助け、付き添い」（13.8%）、「精神的な支援」（12.9%）、「そっとしてもらうこと」（10.0%）がこれに続いています。現在では「特になし」（33.0%）が最も高く、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」（10.2%）、「そっとしてもらうこと」（9.4%）、「精神的な支援」（8.9%）が続いています。

<被害を受けた直後>



<現在>



平成29年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から

●援助計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにし、できないことは約束しない。
(さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。)
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

●問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。

- ・関係機関・団体と連携する（P. 39以降参照）。
- 秘密保持に留意する
 - ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。
- 被害からの回復を焦らない
 - ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。（被害を乗り越えるためには、長い時間がかかって当たり前である）
- 適切な支援を行うための努力を怠らない
 - ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。
- 犯罪被害者支援団体と十分な連携を図る
 - ・犯罪被害者等の置かれている状況や相談内容から、より適切な支援（総合的あるいは長期的視点に立った継続的な支援）が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し、豊富な経験とノウハウを有する次の犯罪被害者支援団体と速やかに十分な連携を図り、犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めることが重要である。

犯罪被害者支援団体

（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室

住所：〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目

道立道民活動センター（かでの2・7）5階

TEL：011-232-8740

（月曜日から金曜日の10:00～16:00（祝日、年末年始を除く））

FAX：011-211-8151

ホームページ：<http://www.counseling.or.jp>



・主な支援内容

（犯罪被害全般に係る）

電話・面接相談、被害直後の支援、法律相談への橋渡し、
警察署・病院・検察庁・刑事裁判等への付き添い、自宅訪問
犯罪被害理解のための講演活動など

《具体的な応答にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた応答の留意点を示します。応答の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえられないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。
- ・ 時間がすべてを解決してくれます。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

(2) 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。
(連絡先)

警察署(P. 65)、市町村(P. 58)

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(連絡先)

警察署(P. 65)、海上保安部・海上保安署(P. 70)

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

市町村(P. 58)、年金事務所(P. 135)、勤務先庶務担当

●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなってから10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(連絡先)

税務署(P. 136)、弁護士会(P. 87)、司法書士会(P. 88)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、国から一時金が支給されます。（支給には、要件があり該当しない場合もあります）

（連絡先）

警察署・警察本部(P. 65)

★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

（連絡先）

市町村(P. 58)

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

（連絡先）

年金事務所(P. 135)、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

（連絡先）

公益財団法人犯罪被害救援基金(P. 76)、警察署(P. 65)、公益社団法人北海道交通遺児の会(P. 130)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

（連絡先）

警察署(P. 65)、弁護士会(P. 87)、法テラス(P. 72)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）」（連絡先：TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330）に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」（FAX:03-3291-1220）に異議申立てをすることができます。

（連絡先）

弁護士会(P. 87)、法テラス(P. 72)

【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】

（特徴）

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

（対応上の注意点）

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書料等の公費負担

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。（公費負担の要件があります）

（連絡先）

警察署 (P. 65)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

（連絡先）

事業主、全国健康保険協会の支部 (P. 135)、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険） (P. 58)、各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

（連絡先）

税務署 (P. 136)

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療（統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にあるもの）、育成医療（身体上の障がい・疾患があり、その障がい・疾患にかかる医療を行わないと将来において障がいを残すと認められ、手術等確実な治療効果が期待できる医療を要する 18 歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する 18 歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として 1 割になります。

(連絡先)

市町村(P. 58)、保健所(P. 99)、通院している医療機関

★乳幼児等医療費助成

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(連絡先)

市町村(P. 58)

★ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等の母または父及び児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先)

市町村(P. 58)

障がいを負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、国から一時金が支給されます。（支給には、要件があり該当しない場合もあります）

(連絡先)

警察署・警察本部(P. 65)

★特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

(連絡先)

市町村(P. 58)

★身体障害者手帳の交付

身体に障がいがあり、日常生活に支障をきたす方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先)

市町村(P. 58)

★精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患のために日常生活に支障をきたす方に本人の申請で、手帳を審査により交付しています。各種税の減免、控除など障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先)

市町村(P. 58)

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

(連絡先)

税務署 (P. 136)

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先)

年金事務所 (P. 135)、勤務先庶務担当

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

★障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先)

警察署 (P. 65)、警察本部 (P. 65)、公益財団法人北海道暴力追放センター (P. 133)

【交通事故に遭った人への対応】

(特徴)

交通事故の被害者やその家族は、深い悲しみやつらい体験を背負い、時として周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比した加害者に対する思いや、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、と、相談がスムーズに進む場合があります。

(相談先)

公益財団法人交通事故紛争処理センター(P. 125)、交通事故相談所(P. 123)、公益財団法人日弁連交通事故相談センター(P. 124)、一般社団法人日本損害保険協会(P. 126)、一般財団法人北海道交通安全協会(交通安全活動推進センター)、損保保険料率算出機構、全国共済農業協同組合連合会

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠償保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠償保険が適用されない場合に、自賠償保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先)

損害保険会社

★奨学金の貸与(一部給付)

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与(一部給付)します。

(連絡先)

公益財団法人交通遺児育英会(P. 130)

★交通遺児育成基金制度

自動車事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先)

公益財団法人交通遺児等育成基金(P. 129)

★育英奨学事業

道内の高等学校に在学する交通遺児で、経済的な理由により就学の援助が必要と認められる方を対象に、奨学金を給付します。

また、道内の小中学校に入学する交通遺児及び道内の高等学校を卒業し、大学等に進学する交通遺児を対象に、祝金を贈呈します。

(連絡先)

公益社団法人北海道交通遺児の会(P. 130)

★交通遺児奨学金制度

道内の中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校(高等過程、専門課程)、高等専門学校に在籍する生徒が経済的な理由で就学が難しい場合に、奨学金の貸付を行っています。

(連絡先)

公益社団法人北海道交通安全推進委員会(P. 131)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を負い、常時又は随時介護を要するなど一定の要件に該当する被害者に、介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給します。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先)

独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) (P. 127)

★修学資金援助

東日本、西日本、西日本高速道路株式会社が管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、経済的に修学困難な高校生に対し、修学資金援助を行っています。

(連絡先)

一般財団法人道路厚生会

【性犯罪に遭った人への対応】

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応 (P. 3 「①心身の不調」参照) が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、犯人と同一性の者に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者の意向に応じた性別の支援者が対応することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、早い段階から必要な支援を受けることが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

● 性暴力被害者支援センター北海道「通称：SACRACH (さくらこ)」への相談

性暴力の被害に遭われた方に対する電話相談や面接相談、医療支援等をワンストップで行う公的相談窓口です。

(支援内容)

- ・ 被害相談 (電話・メール・面談) ※面談は予約制
- ・ 急性期の対応 (診察・治療などの医療支援、警察への被害者申告支援 (被害者が希望した場合))
- ・ 付添支援 (病院、弁護士、警察、区役所等への付添支援)
- ・ 協力機関の紹介 (精神科、弁護士など)
- ・ 医療費等の支援 (医療費の公費負担制度有り (要件有り))

【性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH(さくらこ)）】

- ・受付時間：10:00～20:00（土日祝日、12/29～1/3を除く）
- ・TEL：050-3786-0799
- ・メール：sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
- ・URL：<https://sacrach.jp> 

※ 上記時間外は、全国共通短縮ダイヤル#8891（はやくワンストップ）
「全国コールセンター」につながり、相談を受け付けます。

(参考) その他の性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター
函館・道南 SART（サート）

- ・TEL：0138-85-8825

(受付時間：10:00～17:00（土日祝日、12/29～1/3を除く）)

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人が希望する性別の警察官が対応するようにしています。

(連絡先)

警察署(P. 65)

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

(連絡先)

警察署(P. 65)

すぐに警察に届け出ることには消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避する可能性が高くなります。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、診断書料、初診料、処置料、緊急避妊費用等を公費で負担する制度があります。(公費負担の要件があります)

(参考)「緊急避妊」については日本家族計画協会HP参照 <https://www.jfpa.or.jp>



(参考)産婦人科(緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科):厚生労働省ホームページ「厚生労働省のウェブサイトに掲載を希望した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等一覧」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html



(連絡先)

性暴力 被害者支援センター北海道 (SACRACH(さくらこ)) (P.120)、警察本部(P.65)、警察署(P.65)

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に被害の届出をすることとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先)

産婦人科(すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。)

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

(連絡先)

性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH(さくらこ)) (P.120)

(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(P.74)

●特定感染症検査

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

(連絡先)保健所(P.99)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先)

検察庁(P. 82)、裁判所(P. 77)、(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(P. 74)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

(連絡先)

各種性犯罪被害相談電話

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先)

警察署(P. 65)、配偶者暴力相談支援センター(P. 111)、医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先)

市町村(P. 58)、福祉事務所(P. 98)、配偶者暴力相談支援センター(P. 111)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令（接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令）

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申し立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申し立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先)

警察署(P. 65)、配偶者暴力相談支援センター(P. 111)、地方裁判所(P. 77)

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町村(P. 58)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(P. 106)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(P. 108)

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(P. 106)、公共職業能力開発施設(P. 109)

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(支給要件があります。)

(連絡先)

ハローワーク(P. 106)

★母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

市町村(P. 58)

★母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所及び母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

市町村(P. 58)

【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

ストーカー行為とは、特定の人に対する恋愛感情やその他好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場関係者等特定の人と密接な関係がある人に、以下の①～⑩の「つきまとい行為」や「位置情報無承諾取得等」など繰り返し行うことです。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求 | ④ 著しく粗野又は乱暴な言動 |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ | ⑥ 汚物などの送付 |
| ⑦ 名誉を傷つける | ⑧ 性的羞恥心の侵害 |
| ⑨GPS 機器等を用いて位置情報を取得する行為 | |
| ⑩GPS 機器を取り付ける行為等 | |

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ・被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- ・相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ・相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- ・電話の会話内容をメモ、又は録音する
- ・相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先)

警察署 (P. 65)

つきまとい行為等やストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、禁止命令等

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令等」を出すことができます。

(連絡先)

警察署 (P. 65)

★住民票の写しの交付等の制限（再掲P. 34）

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（連絡先）

市町村（P. 58）

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

（連絡先）

N T T、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーの貸し出しや、紹介を行っています。

（連絡先）

警察署（P. 65）、（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（P. 74）

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合があります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

子ども虐待を発見した場合、または、子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

・子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

・虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告して下さい。

(連絡先)

市町村(P. 58)、福祉事務所(P. 98)、児童相談所(P. 117)

コラム 一守秘義務について一

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先)

警察署(P.65)、消防署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

・調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

・在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

・親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁶等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策

⁶児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム 一親権者の懲戒権と子ども虐待の関係一

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

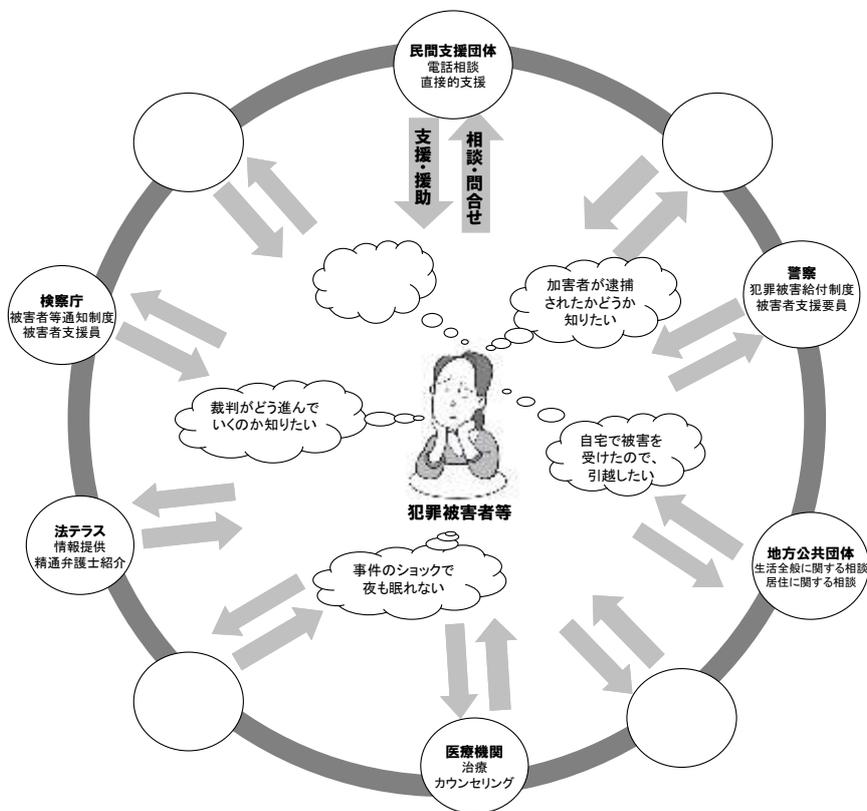
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

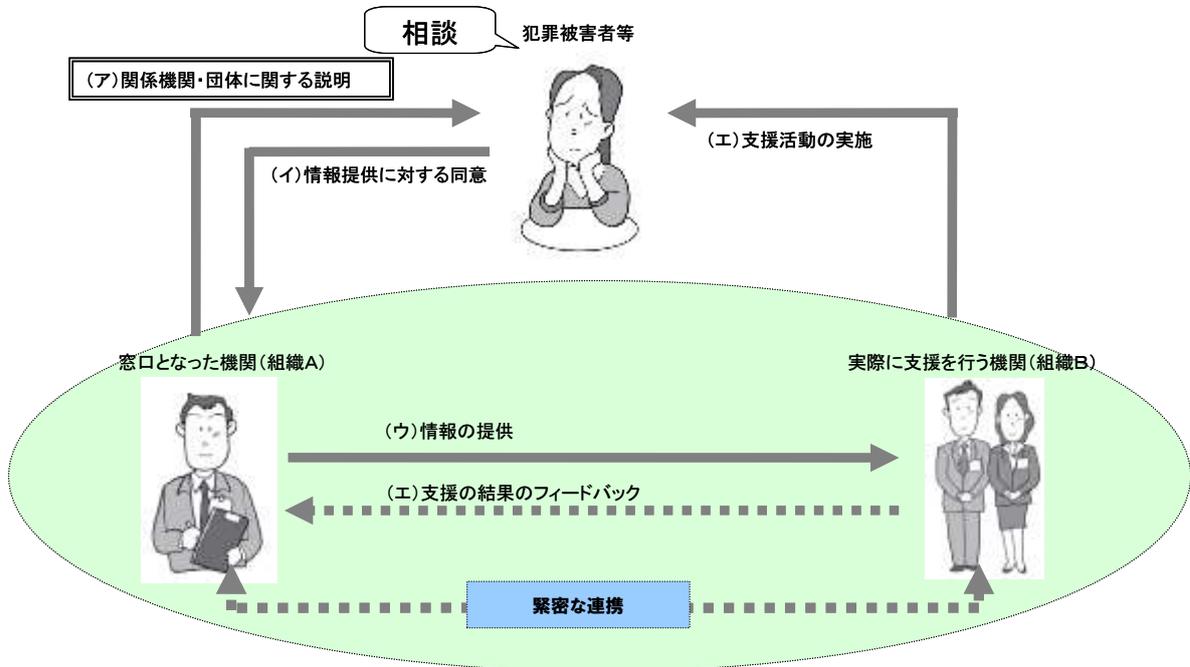
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

①基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



(ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

(イ) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務

があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例：犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- 氏名、性別、被害当事者との関係
- 電話番号
- 犯罪等被害の概要
- 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- 住所
- 生年月日
- 犯罪被害発生日
- 被害の程度、障害の有無
- 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

(ウ) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。伝達方法は電話連絡を基本とし、必要に応じ「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」（参考様式（P. 44））を活用します。

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Bから組織Aに伝達を依頼します。

組織Aは、犯罪被害者等に対し、組織Bへ情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Aは、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明を犯罪被害者等に求める場合があることを説明しま

す。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

(オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかということは、しばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

②連携の際の留意点

(ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

(イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象をないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を

与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、電話連絡を基本とすることとし、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	令和 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 ()
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、 後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況（傷害や後遺障害の程度）：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	令和 年 月 日
担当部署 連絡先	

4. ニーズに応じた解決手段

よくある相談の類型ごとに、相談の内容に対応した制度等を紹介します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

1. 総合的な相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (P. 74)、北海道 (P. 57)、市町村 (P. 58)、警察署 (P. 65)、法テラス (P. 72)

2. 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

精神保健福祉センター (P. 96)、市町村保健センター (P. 99)、保健所 (P. 99)、(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (P. 74)、警察署 (被害相談窓口) (P. 65)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●被害者団体

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

北海道交通事故被害者の会 (P. 132)

3. 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P. 107)、中小企業労働相談所(P. 107)、弁護士会 (P. 87)
法テラス (P. 72)

★労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P. 107)、中小企業労働相談所(P. 107)、弁護士会 (P. 87)

働かなければならないが、就職先が見つからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(P. 106)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(P. 108)

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(P. 106)、公共職業能力開発施設(P. 109)

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク(P. 106)

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

北海道 (P. 57)、市町村(P. 58)

★母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、看護師等の対象資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給するとともに、入学時の負担を考慮し、訓練修了後に修了支援給付金を支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 58)、福祉事務所 (P. 148)

★自立支援教育訓練給付金

実施主体である自治体の長が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

働きたいが、子どもの世話がある

→P. 49～参照

(2) 不本意な転居など住居の問題

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅の公開抽選の際に一般の入居申込者に比べ有利となります。

(連絡先)

北海道 (P. 57)

(3) 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(支給には、要件があり該当しない場合もあります。)

(連絡先)

警察署・警察本部 (P. 65)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署(P. 106)

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先)

独立行政法人日本スポーツ振興センター(P. 122)

医療費の負担を軽くしたい

★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会北海道支部(P. 135)、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険）(P. 58)、各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先)

税務署 (P. 136)

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先)

市町村 (P. 58)、保健所 (P. 99)、通院している医療機関

★乳幼児等医療費助成

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

★ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等に対して、保険診療分の自己負担額を助成します。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けます。離職者支援資金や災害援護資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金があります。修学資金や療養・介護資金は無利子となります。

(連絡先)

市町村社会福祉協議会 (P. 100)

★児童扶養手当

父親の死亡等、父親が実質的に不在の家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童を監護する母又は養育する者（児童や母又は養育者が公的年金を受給している場合等を除く。）に対して支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先)

市町村 (P. 58) 福祉事務所 (P. 148)

★寡婦・ひとり親控除

納税者が、寡婦又はひとり親であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。

(連絡先)

税務署 (P. 136)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 58)

★私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園に就園している幼児（3～5歳児）を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

（連絡先）

市町村（P. 58）

★公立幼稚園保育料減免

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

（連絡先）

市町村（P. 58）

（4）子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

（連絡先）

市町村（P. 58）、児童相談所（P. 117）、児童家庭支援センター（P. 118）

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

（連絡先）

ファミリー・サポート・センター（P. 120）

子どもを預けたい

★一時預かり

様々な事情により子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

（連絡先）

市町村（P. 58）

★トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先)

市町村 (P. 58)、児童相談所 (P. 117)

(5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えてください

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

市町村 (福祉事務所) (P. 58/P. 98)、社会福祉協議会 (P. 100)

(6) 報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

警察署 (P. 65)、弁護士会 (P. 87)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」(連絡先: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220) に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

弁護士会 (P. 87)

4. 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先)

警察署 (P. 65)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化などを行い

ます。

(連絡先)

警察署 (P. 65)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先)

検察庁 (P. 82)

加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先)

警察署 (P. 65)、海上保安部、海上保安署 (P. 70)

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

検察庁 (P. 82)、矯正管区 (P. 89)、少年鑑別所 (P. 90)、少年院 (P. 91)、地方更生保護委員会 (P. 91)、保護観察所 (P. 93)

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 82)、弁護士会 (P. 87)

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 82)、弁護士会 (P. 87)

★公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・

コピー

→P. 54参照

(連絡先)

裁判所 (P. 77)、検察庁 (P. 82)、弁護士会 (P. 87)

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P. 55参照

(連絡先)

家庭裁判所(P. 80)、弁護士会 (P. 87)

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

→P. 55参照

(連絡先)

検察庁 (P. 82)、(少年事件につき) 家庭裁判所(P. 80)

弁護士会 (P. 87)

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

→P. 55参照

(連絡先)

検察庁 (P. 82)、法テラス(P. 72)、弁護士会 (P. 87)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。

(連絡先)

矯正管区(P. 89)、刑事施設(P. 90)

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会(P. 91)、保護観察所 (P. 93)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

保護観察所(P. 93)

5. 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス（相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談（予約制）を行っています。）（P. 72）、弁護士会（P. 87）、検察庁（P. 82）

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス（P. 72）、弁護士会（P. 87）

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（P. 74）、検察庁（法廷のみ）（P. 82）、法テラス（P. 72）、弁護士会（P. 87）、（少年事件につき）家庭裁判所（P. 80）

事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

→P. 52参照

(連絡先)

警察署（P. 65）

★被害者等通知制度

→P. 52参照

(連絡先)

検察庁（P. 82）、矯正管区（P. 89）、少年鑑別所（P. 90）、少年院（P. 91）、地方更生保護委員会（P. 91）、保護観察所（P. 93）

★公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

地方裁判所・簡易裁判所（P. 77）、検察庁（P. 82）、（少年事件につき）家庭裁判所（P. 80）、弁護士会（P. 87）

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P. 80)、弁護士会 (P. 87)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P. 80)、弁護士会 (P. 87)

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P. 80)

刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 82)、(少年事件につき) 家庭裁判所(P. 80)、弁護士会 (P. 87)

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 82)、法テラス(P. 72)、弁護士会 (P. 87)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

弁護士会 (P. 87)、法テラス(P. 72)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

（連絡先）

法テラス(P. 72)、弁護士会（P. 87）

損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

（連絡先）

法テラス(P. 72)、市町村（P. 58）、弁護士会（P. 87）

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、依頼する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

（連絡先）

法テラス(P. 72)、弁護士会（P. 87）

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

（連絡先）

地方裁判所（P. 77）、法テラス(P. 72)、弁護士会（P. 87）

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

（連絡先）

検察庁（P. 82）

5. 関係機関・団体における支援業務.

犯罪被害者等の支援に関係する機関・団体等ごとに所管する制度等についてご紹介いたします。

(1) 北海道

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・市町村やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

相談窓口業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 環境生活部くらし安全局道民生活課 011-206-6148 (直通)

犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)が道営住宅の入居募集に応募した場合に、公開抽選における当選率が、一般の入居希望者に比べ有利となります。

(公開抽選ですので、必ず入居できるとは限りません。)

(対象要件等)

犯罪等により害を被った日から5年を経過していない方で、その犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する方

- ・犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

(窓口) 建設部住宅局住宅課

TEL 011-204-5583 (直通)

FAX 011-232-2689

HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/kannri/nyukyotop.htm>



配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が道営住宅の入居募集に応募した場合に、公開抽選における当選率が、一般の入居希望者に比べ有利となります。

(公開抽選ですので、必ず入居できるとは限りません。)

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ・ 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は婦人保護施設での保護が終了してから5年以内の被害者
- ・ 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対して裁判所から出された接近禁止命令又は退去命令がその効力を生じた日から5年以内の被害者
- ・ 児童福祉法による母子生活支援施設での保護が終了した日から5年以内の被害者

(窓口) 建設部住宅局住宅課

TEL 011-204-5583 (直通)

FAX 011-232-2689

HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/kannri/nyukyotop.htm>



(窓口)

環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-206-6148 (直通) FAX : 011-232-4820

ホームページ : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/index.html>



(2) 市町村

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援の各種相談窓口の設置、被害者支援に関する情報提供、道民の理解増進のための広報・啓発などの取組を行っています。

(なお、市町村によっては実施していない事業がありますので、詳細は各市町村にお問い合わせ下さい。)

支援制度

道内では、次の市町において、犯罪被害に遭われた方とその家族を支援するため見舞金を支給する制度を設けています。対象となる方や支援の内容については、直接お問合せください。(その他の市町村の連絡先については、(P138~参照))

・ 札幌市の支援制度についてのご案内

担当部局 : 札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課 (011) 211-2252

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/hanzai/shienseido.html>



- ・北斗市の支援制度についてのご案内

担当部局：北斗市 市民部 市民課 市民係 (0138) 73-3111 (内 112)

<https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/>



- ・広尾町の支援制度についてのご案内

担当部局：広尾町 保健福祉課 福祉係 (01558) 2-0172

<https://www.town.hiroo.lg.jp/kurashi/hokenhukushi/shakaihukushi/higaishashien/>



相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- ・被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。
- ・死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は 1、2 級の障がいの状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた妻であること。

障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに一定額を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- ①病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること。

- ・初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、

1、2級の障がいの状態にあるとき。

- ・保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。

②初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障がいの状態にあること。

特別障害者手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障がいがあり、日常生活に支障をきたす方に、本人又は保護者の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者支援施設への入(通)所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障がい者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成は有料です。

(対象要件等)

視覚・聴覚機能、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方

精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患のために日常生活に支障をきたす方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設の使用料等の減免、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※ 診断書作成は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

診断書料の補助

(支援概要)

身体障害者手帳の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用又は

費用の一部を補助します。(一部の自治体)

自立支援医療費支給制度

(支援概要) (対象要件等)

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障がいの種類にかかわらず、市町村が福祉サービスを一元化して提供することになりました。

自立支援医療費の支給としては、精神通院公費(統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方)、育成医療(身体上の障がい・疾患があり、その障がい・疾患に係る医療を行わないと将来において障がいを残すと認められ、手術等確実な医療効果が期待できる医療を要する18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得制限があります。

※ 自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

乳幼児等医療費助成

(支援概要)

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(対象となる年齢などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の父又は母及び児童や両親の死亡等により他の家庭で扶養されている児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について、助成を受けることができます。

(助成対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

母子父子寡婦福祉資金貸付金

(札幌市、旭川市及び函館市以外にお住まいの方は、各総合振興局(振興局)社会福祉課が申請窓口です)

(支援概要)

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

配偶者のいない(死別、離婚、生死不明、法令による拘禁(長期)、労働能力喪失、未婚の母等) 女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方

高等職業訓練促進給付金等事業

(町村にお住まいの方は、各総合振興局（振興局）社会福祉課が申請窓口です)

(支援概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、看護師等の対象資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給するとともに、入学時の負担を考慮し、訓練修了後に修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること
- ・ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・ 過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと

自立支援教育訓練給付金事業

(町村にお住まいの方は、各総合振興局（振興局）社会福祉課が申請窓口です)

(支援概要)

実施主体である自治体の長が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること
- ・ 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・ 原則として、過去に訓練給付金を受給していないこと

母子家庭等就業・自立支援センター事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）

母子自立支援プログラム策定等事業

(支援概要)

各総合振興局（振興局）社会福祉課、各市福祉事務所及び母子家庭等就業・自立支

援センターにおいて、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父母等。

児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する父母又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害を有する児童
- ・ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

障害児福祉手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

特別児童扶養手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童を監護する父若しくは母又は養育する者に対し、手当を支給します。

要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

私立幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)

私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

※ 住民税決定証明書に要する経費は有料です。

(対象要件等)

市町村内に住所を有し、私立幼稚園に就園する 3 歳児・4 歳児・5 歳児の保護者の方

公立幼稚園保育料減免

(支援概要)

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(減免制度の内容や金額などの詳細については、各市町村教育委員会にお問い合わせください。)

一時預かり

(支援概要)

様々な事情によって一時的に家庭で保育することが困難となった場合、主として昼間において、保育所等で子どもを一時的に預かります。

※ 利用料金は有料です。

(対象年齢などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において養育・

保護を行っています。

※利用料の負担があります。

(利用料金などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等でその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※利用料の負担があります。

(利用料金などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

(相談窓口) 各市町村 (P. 138参照)

(3) 警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等

を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、強盗、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、強盗、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

殺人、強盗、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

性犯罪被害相談窓口の設置、希望する性別の警察官による事情聴取、証拠採取における配慮、緊急避妊等の医療経費の公費負担（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料等）を行っています。

(公費負担の要件がありますので、下記窓口にお問い合わせください。)

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室又は捜査第一課性犯罪捜査係 011-251-0110
各警察署事件捜査担当課

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(窓口) 警察本部少年課少年サポートセンター 0120-677-110
各警察署生活安全課

子ども虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年相談専門職員、少年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(窓口) 警察本部少年課少年サポートセンター 0120-677-110
各警察署生活安全課

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(窓口) 警察本部捜査第四課（暴力団に関する相談電話）011-222-0200
各警察署事件捜査担当課

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種

相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(窓口) 警察本部交通捜査課 011-251-0110

各警察署交通課

配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(窓口) 各警察署生活安全課

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(窓口) 各警察署生活安全課

カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

(函館、旭川、釧路、北見方面の場合は各方面本部警務課警務第一係)

犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」：障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や

勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族
 - ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
 - ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人
- ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

(函館、旭川、釧路、北見方面の場合は各方面本部警務課警務第一係)

各警察署警務課犯罪被害者支援係

精神療法等費用の公費負担

(支援概要)

犯罪被害者等が精神科医療機関において保険診療として受診した診察費用の公費負担を行っています。(公費負担の要件がありますので、下記窓口にお問い合わせください。)

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

各警察署警務課犯罪被害者支援係

診断書料の公費負担

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書に要する費用の公費負担を行っています。(公費負担の要件がありますので、下記窓口にお問い合わせください。)

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

各警察署事件捜査担当課又は警務課犯罪被害者支援係

司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

各警察署事件捜査担当課(刑事・交通)

各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に相談センターを設置しています。

(窓口)	一般相談専用電話	#9110
	性犯罪被害 110 番	#8103 (ハートさん)
		0120-756-310
		フリーダイヤルに繋がらない場合は
		011-242-0310 (札幌地区)
		0138-54-9310 (函館地区)
		0166-34-5000 (旭川地区)
		0154-24-0310 (釧路地区)
		0157-22-0310 (北見地区)
	少年相談 110 番	0120-677-110
	暴力団に関する相談	011-222-0200

(窓口) 道警本部、各方面本部、各警察署 (P. 142参照)

(4) 第一管区海上保安本部

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口) 海上保安部又は海上保安署

犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等

の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族
(窓口) 海上保安部又は海上保安署

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族
(窓口) 海上保安部又は海上保安署

その他の支援

(支援概要)

- ・ 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

- ・ 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族
(窓口) 海上保安部又は海上保安署

(窓口) 第一管区海上保安本部

〒047-0007 小樽市港町5番2号

TEL : 0134-27-0118 (総務部総務課) FAX : 0134-27-6181

ホームページ : <https://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/>



海上保安部、海上保安署についてはP. 144参照

(5) 法テラス（正式名称：日本司法支援センター）

（組織の紹介）

平成 18 年 4 月に、綜合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。

法テラスは“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立されました。

北海道には、札幌、函館、旭川、釧路の 4 箇所地方事務所があります。

犯罪被害者支援業務

（支援概要）

犯罪被害者支援業務では、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

また、被害に遭われた方やご家族の方などが、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供します。

さらに、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士を紹介しています。また、弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助の制度をご利用いただけます。

国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

（支援概要）

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること
- ・資力（現金・預金等）に関する基準額（200 万円未満）に該当すること（6 か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

民事法律扶助業務

（支援概要）

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

被害に遭われた方は、刑事事件の加害者に対する損害賠償請求手続を行う場合に、利用することができます。また、DV被害に遭われた方は、保護命令申立等の裁判手続にも利用できます。

※費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

（対象要件等）

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

日弁連委託援助業務

（支援概要）

日本弁護士連合会からの委託により、綜合法律支援法が規定する法テラスの民事法律扶助制度や国選弁護制度等の対象となっていない方に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務です。

具体的支援及び手続の詳細については、各地の弁護士会や弁護士にお問い合わせください。

※ 要した費用について、負担をしていただく場合があります。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

（窓口）

◆コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル）

0570-079714（「なくことないよ」）（IP 電話からは、03-6745-5601）

（利用時間 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00）

◆地方事務所（北海道内分）（9:00～17:00、情報提供業務は 9:00～12:00、

13:00～16:00）

- ・法テラス札幌 IP 電話 050-3383-5555

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 3-1 南大通ビル N1 1 階

- ・法テラス函館 IP 電話 050-3383-5560

〒040-0063 函館市若松町 6-7 ステーションプラザ函館 5 階

- ・法テラス旭川 IP 電話 050-3383-5566

〒070-0033 旭川市 3 条通 9-1704-1 TK フロンティアビル 6 階

- ・法テラス釧路 IP 電話 050-3383-5567

〒085-0847 釧路市大町 1-1-1 道東経済センタービル 1 階

(6) 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
北海道被害者相談室

(組織の紹介)

「北海道被害者相談室」を附置し、北海道の「犯罪被害者等総合相談窓口」及び北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として、犯罪被害者、その家族及び遺族の被害回復と軽減のための相談（カウンセリング）や直接的支援をはじめとした援助活動を行うとともに、被害者等支援に関する広報啓発を行っています。

相談（カウンセリング）

(支援概要)

○ 電話相談・面接相談

相談員（被害者等支援に関する専門的な研修を積んだカウンセラー）が電話や面接によるカウンセリングを行っています。なお、面接相談は事前予約が必要です。

- ・ 相談は無料です。（通話料はかかります）
- ・ 秘密厳守です。
- ・ 相談内容により、弁護士の相談を受けることができます。

（毎週木曜日 14:00～16:00（祝日、年末年始を除く）事前の電話相談と予約が必要です。）

- ・ 相談電話等 011-232-8740
- ・ 性暴力専用ダイヤル 011-211-8286
- ・ 開設時間等 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

（詳しい連絡先は P. 19 参照。）

○ F A X 相談 011-211-8151

○ メール相談 <https://ssl.formman.com/form/pc/6wmdgp6ab6Z0oJKP/>



直接的支援

(支援概要)

- 警察署・病院・検察庁・裁判所等への付添いを必要に応じ行っています。
- 自宅訪問・生活支援・情報の提供等を被害者等の希望に添った支援を行っています。
- 申込窓口 011-232-8740 (10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日))

(窓口)

(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

北海道被害者相談室

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

北海道立道民活動センター (かでる2・7) 5階

TEL : 011-232-8740 FAX : 011-211-8151

<http://www.counseling.or.jp>



E-mail : <https://ssl.formman.com/form/pc/6wmdgp6ab6Z0oJKP/>



※道内には、上記以外に次の民間の相談室があります。

- ・ 一般社団法人北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
(旭川市)
TEL : 0166-24-1900
(10:00~15:00 (祝日、年末年始を除く月曜日・火曜日・木曜日・金曜日))
- ・ 苫小牧地区被害者相談室
TEL : 0144-37-7830
(13:00~16:00 (祝日、年末年始を除く木曜日))
※月曜日・火曜日・水曜日・金曜日は苫小牧市内への通話料金で上記北海道被害者相談室へ電話が転送されます。
- ・ 釧路被害者相談室
TEL : 0154-24-6002
(10:30~14:30 (祝日、年末年始を除く火曜日・金曜日))
- ・ 函館被害者相談室
TEL : 0138-43-8740
(10:00~15:00 (祝日、年末年始を除く水曜日))
※月曜日・火曜日・木曜日・金曜日は函館市内への通話料金で上記北海道被害者相談室へ電話が転送されます。
- ・ オホーツク被害者相談室 (北見市)
TEL : 0157-25-1137
(8:45~17:30 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日))

(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等
- ・学校に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子・孫・弟妹等

(申出先) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

(函館、旭川、釧路、北見方面の場合は各方面本部警務課警務第一係)
各警察署警務課犯罪被害者支援係

生活の指導・相談事業

(支援概要)

犯罪被害により受けた精神的被害の緩和に努めています。

※通話料はかかります。

(対象要件等)

- ・奨学生、その保護者

(専門窓口) 電話相談コーナー 03-5226-1021

(窓口)

公益財団法人 犯罪被害救援基金
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6
平河町共済ビル内
電話 03(5226)1020 FAX 03(5226)1023



(再掲) 法テラス (正式名称: 日本司法支援センター)

P. 72参照

(8) 高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

裁判の進行上支障がある場合や、関係者のプライバシーを侵害するおそれがある場合などを除き、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円 (コピーをする場合は別途コピー代) が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

意見陳述

→P. 84参照

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、家族等に付き添ってもらったり、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができる場合があります。

(申出先) 検察官 (刑事事件のみ) または事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護

→P. 85参照

刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

→P. 84参照

損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の一般承継人 (相続人など)

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談 (和解) ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(窓口) 各裁判所 (地方裁判所所在地の簡易裁判所は P. 145 参照)

・札幌高等裁判所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 11 丁目

TEL : 011-231-4200 FAX : 011-271-1456

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/sapporo-h/>



・札幌地方裁判所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 11 丁目

TEL : 011-231-4200 FAX : 011-271-0648

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/sapporo/>



・函館地方裁判所

〒040-8601 函館市上新川町 1 番 8 号

TEL : 0138-38-2370 FAX : 0138-43-8193

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/hakodate/>



・旭川地方裁判所

〒070-8640 旭川市花咲町 4 丁目

TEL : 0166-51-6251 FAX : 0166-54-2506

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/asahikawa/>



・釧路地方裁判所

〒085-0824 釧路市柏木町 4 番 7 号

TEL : 0154-41-4171 FAX : 0154-41-6532

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/kushiro/>



※受付時間はすべて 8:30~17:00 (祝日を除く月曜日~金曜日)

※ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策 :

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

○当該ページでは、パンフレットなど、犯罪によって被害を受けた方への保護施策に関連する記事を掲載しています。



(9) 家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除き、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する審判結果等の通知を受けることができます。通知の内容は、次のようなものです。

- 1 少年及びその法定代理人（親権者など）の氏名及び住居

- 2 決定の年月日
- 3 決定の主文
- 4 決定の理由の要旨

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により、傍聴が認められていません。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(窓口) 各家庭裁判所

・札幌家庭裁判所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目

TEL : 011-221-7281 FAX : 011-271-1082

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/sapporo/>



・函館家庭裁判所

〒040-8602 函館市上新川町 1 番 8 号

TEL : 0138-38-2370 FAX : 0138-43-8193

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/hakodate/>



・旭川家庭裁判所

〒070-8641 旭川市花咲町 4 丁目

TEL : 0166-51-6251 FAX : 0166-54-2506

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/asahikawa/>



・釧路家庭裁判所

〒085-0824 釧路市柏木町 4 番 7 号

TEL : 0154-41-4171 FAX : 0154-41-6532

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/kushiro/>



※受付時間はすべて 8:30～17:00 (祝日を除く月曜日～金曜日)

※ホームページ

裁判所による犯罪被害者保護施策 :

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

○当該ページでは、パンフレットなど、犯罪によって被害を受けた方への保護施策に関連する記事を掲載しています。



(10) 検察庁

(組織の紹介)

犯罪の捜査を行った上、検挙された加害者を起訴するか、不起訴にするかを決めたり、裁判で加害者が犯罪を行ったことを証明し、法の正当な適用を請求します。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(窓口) 各地方検察庁設置の被害者ホットライン (P. 145参照)

被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者が刑務所に入った場合には、受刑中の刑務所名及び同施設における処遇状況、刑務所から釈放される時期、釈放になったこと等をお知らせします。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。)

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として3年間となっています。具体的な手続きについては、検察庁までお問い合わせください。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁 (確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の

内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

公判傍聴

(支援概要)

被害者やご遺族等の方々は、優先的に裁判を傍聴することができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に法廷で裁判に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP. 72～参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。なお、同制度を利用して公判期日に出席された方には旅費や日当が支払われます。

(対象要件等)

殺人、傷害、危険運転致死傷、強制性交等・強制わいせつ、過失運転致死傷等の被害者参加制度対象事件について

- ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

（申出先）事件を取り扱った検察庁

（国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス（P. 72））へ）

被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を取り扱った検察庁

被害回復給付金支給制度

（支援概要）

財産犯等の犯罪行為により加害者が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、加害者からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

（対象要件等）

- ・刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

（申出先）支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

公判記録の閲覧・コピー

（支援概要）

起訴された事件の同種余罪の被害者等が、被害を受けた件の損害賠償請求をするた

めに必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

（対象要件等）

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

（窓口）高等検察庁、地方検察庁

- ・ 札幌高等検察庁（犯罪被害者等支援助策室）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目

TEL：011-261-9612（公安事務課内）FAX：011-222-7401

（受付時間：平日 9：00～17：00）

- ・ 札幌地方検察庁（被害者ホットライン）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目

TEL・FAX：011-261-9370

- ・ 函館地方検察庁（被害者ホットライン）

〒040-0031 函館市上新川町 1-13

TEL・FAX：0138-41-1655

- ・ 旭川地方検察庁（被害者ホットライン）

〒070-8636 旭川市花咲町 4 丁目

TEL・FAX：0166-51-6259

- ・ 釧路地方検察庁（被害者ホットライン）

〒085-8557 釧路市柏木町 5-7

TEL・FAX：0154-41-6133

※被害者ホットラインは、夜間・休日でも伝言やファックスでの利用が可能です。

※検察庁ホームページ：<http://www.kensatsu.go.jp/>



(11) 弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

（北海道には、札幌、函館、旭川、釧路に弁護士会があります。）

法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談（電話相談や面接相談）を行います。相談内容は、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関（被害者参加、検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など）・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集、犯罪被害者等給付金の申請などがあります。

※相談料は、30分5,000円程度です。各地域により、又は相談内容により異なりますので、各弁護士会にお問い合わせください。

被害者専用電話相談窓口

(支援概要)

札幌弁護士会においては、被害者専用の電話相談窓口「犯罪被害者弁護ライン」を開設しています。また、電話相談だけでは十分でない場合には、面談による相談も行っております。（初回は無料です）

(連絡先)

TEL：011-251-7822

相談日時：毎週月曜日 10：30～12：30 毎週水曜日 17：00～19：00

（祝日、お盆期間、年末年始を除く）

相談料金：無料（通信費はかかります。）

対象：北海道内に在住の方又は北海道内で生じた犯罪の被害に遭われた方に限りです

(窓口)

・札幌弁護士会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館 7F

TEL : 011-281-2428 ホームページ : <https://satsuben.or.jp/>



・函館弁護士会

〒040-0031 函館市上新川町1番3号

TEL : 0138-41-0232 ホームページ : <https://hakoben.or.jp/>



・旭川弁護士会

〒070-8636 旭川市花咲町4丁目

TEL : 0166-51-9527 ホームページ : <http://kyokuben.or.jp/>



・釧路弁護士会

〒085-0824 釧路市柏木町4番3号

TEL : 0154-41-3444 ホームページ : <http://www.946jp.com/ben54/>



(12) 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下。法務大臣の認定を受けた司法書士に限ります。）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった方が検察庁に提出する告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。（法務大臣の認定を受けた司法書士に限ります。）また、法務局へ「人権侵犯被害救済手続き」の申立てを行い、人権擁護委員による援助、調整、説示・勧告を求めます。
※相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます（分割支払い可能）

(窓口)

・札幌司法書士会

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13-4 中菱ビル 6F

TEL : 011-281-3505 FAX : 011-261-0115

(受付 : 9:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://sapporo-shiho.or.jp/>



・函館司法書士会

〒040-0033 函館市千歳町 21-13 桐朋会館 3階

TEL : 0138-27-0726 FAX : 0138-27-0721

(受付 : 9:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://h-shiho.com/>



・旭川司法書士会

〒070-0901 旭川市花咲町 4

TEL : 0166-51-9058 FAX : 0166-51-5470

(受付 : 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://www.asa-s.jp/index.htm>



・釧路司法書士会

〒085-0833 釧路市宮本 1-2-4

TEL : 0154-41-8332 FAX : 0154-42-8643

(受付 : 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <http://kusiros.jp.org/>



(13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(窓口) 札幌矯正管区

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL : 011-783-3911 (代表) FAX : 011-780-2207

受付時間 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

(14) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(窓口) 各刑務所・刑務支所 (P. 145参照)

(15) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(窓口) 各少年鑑別所 (P. 146参照)

(16) 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 少年鑑別所 (P. 90参照)

(窓口) 各少年院 (P. 146参照)

(17) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等を行う権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

仮釈放等に関する審理が開始されたこと及び意見等を述べるができることについては、次の被害者等通知制度により通知されます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

あらかじめ希望の申出があった方に対して、刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁 (P.82)

2については、少年鑑別所 (P90)

(窓口) 北海道地方更生保護委員会

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

TEL: 011-272-5270 受付時間 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」については、上記のほか、次ページの(18)保護観察所では、「心情等伝達制度」「被害者等通知制度」及び「相談・支援」についてがあります。

(18) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・加害者が保護観察中であること
- ・利用できる方
 - (1)加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方
 - (2)被害を受けた方の法定代理人（親権者など）
 - (3)被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合は、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

あらかじめ希望の申出があった方に対して、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- ・利用できる方
 - 1 加害者が刑事処分になった場合
 - (1)被害を受けた方
 - (2)被害を受けた方の親族又はそれに準ずる者又は、弁護士であるその代理人（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）
 - 2 加害者が保護処分になった場合
 - (1)被害者を受けた方

(2)被害を受けた方の法定代理人（親権者など）

(3)被害を受けた方が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹、これらの方から委託を受けた弁護士

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁（P. 82）

2のうち、加害者の審判結果が少年院送致処分の場合は少年鑑別所（P. 90）、保護観察処分の場合は保護観察所（P. 93）

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害に遭われた方やその親族の相談に応じ、悩みや不安を聴いたり、各種制度や手続きについての説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(窓口) 各保護観察所（P. 146参照）

「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」については、上記のほか、前ページの（17）地方更生保護委員会では、「意見等聴取制度」「被害者等通知制度」があります。

(19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

インターネット人権相談

(支援概要)

インターネット（法務省ホームページ）で、人権相談を受け付けています。

(窓口) <https://www.jinken.go.jp/>



常設人権相談所

(支援概要)

差別や虐待、各種ハラスメント、犯罪被害など、様々な人権問題について電話相談に応じています。

また、法務局・地方法務局及びその支局では、窓口において、面接による相談にも応じています。

(窓口) みんなの人権110番（0570-003-110）

札幌法務局・地方法務局（函館・旭川・釧路）及びその支局

受付時間／8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

子どもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで、いじめ、体罰、児童虐待など、子どもの人権問題について相談に応じています。

(窓口) 0120-007-110

札幌法務局・地方法務局（函館・旭川・釧路）

受付時間／8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、夫やパートナーからの暴力、各種ハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権問題について相談に応じています。

(窓口) 0570-070-810

札幌法務局・地方法務局（函館・旭川・釧路）

受付時間／8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

外国人のための人権相談

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

(窓口) 0570-090911

対応時間／9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

対応言語／英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

外国語インターネット人権相談

(支援概要)

インターネット（法務省ホームページ）で、外国語での人権相談を受け付けています。

(窓口)

<https://www.jinken.go.jp/>



対応言語／英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

(20) 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

出入国在留管理庁では、入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せに応じるた

めに、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口（外国人在留総合インフォメーションセンター等）を設置し、多言語で対応しています（外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。）。

※人身取引について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html



（電話でのお問合せ）

0570-013904（IP、海外：03-5796-7112）

受付時間／平日 8：30～17：15

対応言語／日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語

（窓口でのお問合せ）

札幌出入国在留管理局

札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第三合同庁舎

受付時間／平日 9：00～16：00（12：00～13：00 を除く。）

対応言語／日本語、英語

相談窓口の最新の情報については、以下を参照ください。

・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



（21）精神保健福祉センター

（組織の紹介）

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための北海道及び札幌市が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

（支援概要）

心の健康相談、精神医療に係る相談をはじめ、アルコール、ギャンブル、薬物、自殺関連、社会的ひきこもり、思春期・青年期等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

相談援助グループの運営

(支援概要)

相談援助の一環として、ギャンブル等依存症・薬物依存症の当事者、自死遺族、ひきこもり・摂食障害者の家族など、同じような悩みを抱える方同士が話し合い、相互に交流できる場として各種グループの運営を行っています。

(窓口)

○北海道立精神保健福祉センター

(札幌市にお住まいの方は、札幌こころのセンター(下記記載)をご利用ください。)

〒003-0027 札幌市白石区本通16丁目北6番34号

・電話相談 0570-064556

(受付時間 9:00~21:00(年末年始を除く月曜日~金曜日))

10:00~16:00(年末年始を除く土・日・祝日)

・来所相談及びグループの紹介 011-864-7000(地域支援相談課)

(受付時間 9:00~17:00(祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

来所相談は事前にご予約ください)

・メール相談 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc>



(緊急を要する相談には対応できません)

○札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4階

・電話相談・自助グループの紹介 011-622-0556

(受付時間 9:00~17:00(祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

※特定相談(思春期におけるこころの相談、社会的ひきこもり、依存症、犯罪被害者・家族支援)は、予約制(原則来所相談)となっております。

ホームページ: <http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/index.html>



(22) 障害者更生相談所(知的・身体)

(組織の紹介)

障害者更生相談所は、知的及び身体に障がいのある方の社会参加と自立を図るために専門的な援助を行うとともに、身体障害者手帳、療育手帳の交付及び補装具の支給等に伴う医学的・心理学的・職能的判定を行っています。また、道内の市町村の知的及び身体障がい者福祉行政推進のための専門的技術的側面を支える中枢的機関としての役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

心身に障がいのある方やその家族の方々からの様々な相談に応じます。

(判定や検査は、お住まいの市町村の福祉担当窓口などを通してご予約ください。)

(札幌市にお住まいの方の身体障がいに関する補装具支給や更生医療給付の相談・申請窓口は各区役所となっております。)

(窓口)

- ・北海道心身障害者総合相談所

〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

TEL : 011-613-5401 FAX : 011-613-4892

メール : douritu.sougousou@pref.hokkaido.lg.jp

相談受付 : 8:45~17:30 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

(来所相談は祝日及び年末年始を除く月曜日~木曜日)

ホームページ : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sss/>



(札幌市にお住まいの方)

- ・札幌市身体障害者更生相談所

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1

(身体障害者福祉センター内)

TEL : 011-641-8852 FAX : 011-641-8686

メール : shinkoso@city.sapporo.jp

相談受付 : 8:45~17:15 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

- ・札幌市知的障害者更生相談所 (手をつなぐ相談センターまあち)

〒062-0934 札幌市豊平区平岸4条18丁目

TEL : 011-824-1901 FAX : 011-824-1902

相談受付 : 8:45~17:15 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

(面接相談は事前にご予約ください)

(23) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。)

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要) (対象要件等)

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

(窓口) 各福祉事務所 (P. 148参照)

(24) 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体(都道府県や政令市や中核市)が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、薬剤師等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援を行う場合もあり、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

(窓口) 各保健所 (P. 151参照)

(25) 市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(窓口) 各市町村にお問い合わせください。

(26) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

北海道社会福祉協議会と市町村ごとに設置される市町村社会福祉協議会とがあり、それぞれ別団体となっています。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (各市町村にお問い合わせください。)

福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(窓口) 北海道社会福祉協議会 (北海道福祉サービス運営適正化委員会)

TEL : 011-204-6310 FAX : 011-204-6311

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

- ・ 加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方 (成年後見制度対象者は除く。)

(窓口)

窓 口 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間
北海道地域福祉生活支援センター（本部） （実施主体：北海道社会福祉協議会）	011-290-2941	9:00～12:00 13:00～17:00 （祝日、年末年始を除く 月曜日～金曜日）
市町村社会福祉協議会	各市町村にお問い合わせください。 ※市町村によっては窓口が本部となる場合があります。	
札幌市中央区社会福祉協議会（中央区）	011-281-6113	
札幌市北区社会福祉協議会（北区）	011-757-2482	
札幌市東区社会福祉協議会（東区）	011-741-6440	
札幌市白石区社会福祉協議会（白石区）	011-861-3700	
札幌市厚別区社会福祉協議会（厚別区）	011-895-2483	
札幌市豊平区社会福祉協議会（豊平区）	011-815-2940	
札幌市清田区社会福祉協議会（清田区）	011-889-2491	
札幌市南区社会福祉協議会（南区）	011-582-2415	
札幌市西区社会福祉協議会（西区）	011-641-6996	
札幌市手稲区社会福祉協議会（手稲区）	011-681-2644	

生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(窓口) 市町村社会福祉協議会（各市町村にお問い合わせください。）

(窓口) 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道社会福祉総合センター（かでる2・7）3階

TEL（代表）：011-241-3976 FAX：011-251-3971

受付時間：8:45～17:30（祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日）

ホームページ：<http://www.dosyakyo.or.jp/>



※市町村社会福祉協議会については各市町村にお問い合わせください。

(27) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(連絡先)

下記ウェブサイトから、最寄りの地域包括支援センターにご相談下さい。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/houkatuC/tiikihoukatuitiran.html>



(28) 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

(組織の紹介)

高齢者及びその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、市町村及び介護保険施設等が実施する高齢者虐待防止法（身体拘束廃止を含む。）への取組を総合的に支援することにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ることを目的として、北海道が設置したものです。

相談業務

(支援概要)

高齢者及びその家族等からの電話、来所、文書等による相談に対応しています。

・受付時間 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

(窓口) 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道立道民活動センター（かでる2・7）2階

TEL：011-281-0928 FAX：011-251-6156

ホームページ：<https://gyakutai-soudan.net/>



(29) 医療機関（病院・診療所等）

医療の提供等

（支援概要）

医療を受ける者の心身の状況に応じて、警察と連携しながら良質かつ適切な医療を提供します。

（参考）

北海道内には、医療機関が約7千施設あり、これらの医療機関における医療機能情報については、インターネット等で住民が利用しやすい形で公表する仕組み（医療機能情報提供制度）が設けられています。

（北海道医療機能情報システム

<https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>



性犯罪被害者への対応

（支援概要）（対象要件等）

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

(30) 一般社団法人北海道臨床心理士会

（組織の紹介）

一般社団法人北海道臨床心理士会は、主に北海道内に居住または勤務する臨床心理士と公認心理師によって構成された職能団体です。

臨床心理士とは、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、および4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する人びとのことをいいます。公認心理師も同様の役割が求められています。

本会は会員の資質向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

参考文献：「臨床心理士に会おうには」【第3版】編者 日本臨床心理士会

臨床心理士・公認心理師の活動内容の詳細については下記のサイトをご参照ください。

一般社団法人日本臨床心理士会 HP 「臨床心理士とは」

<http://www.jsccp.jp/person/>



一般社団法人日本公認心理師協会 HP 「公認心理師とは」

<https://www.jacpp.or.jp/about.html>



カウンセリング

(支援概要)

道や市町村の教育委員会、あるいは学校からの要請に応じ、スクールカウンセラーとして児童・生徒、保護者や教員のカウンセリングに当たっています。

また、地域で発生した事件・事故、災害等に対する緊急支援について、道・市町村からの要請あるいは連携協働により臨床心理士・公認心理師を派遣し被害者・被災者支援を行っています。

臨床心理士や公認心理師が関わる領域は多岐にわたります。本会会員は、児童相談所や高齢者施設、配偶者暴力相談、性被害者相談の各部署にもおり、様々な被害に関する相談・支援を行っています。

一般社団法人 北海道臨床心理士会

〒060-0042

札幌市中央区大通西 18 丁目 1 番地 40 プログレッシブ・オフィス 401 号

FAX 011-615-4842

<https://www.hokkaido-cp.net/>



(3 1) 北海道社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場面で福祉の相談や支援の仕事をしています。

- ・福祉施設での様々な支援や、地域生活への移行に係る相談
- ・介護保険を利用する際の、地域包括支援センターや居宅介護支援事務所における総合相談やケアマネジメント業務
- ・市町村や社会福祉協議会の福祉相談窓口における、相談や福祉サービスの紹介
- ・医療機関における医療保険や医療費、生活上の不安に関する相談
- ・高齢の方や障がいのある方の成年後見人としての財産管理や福祉サービスの利用援助
- ・独立型社会福祉事務所における相談

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

成年後見人等の紹介・受任

(支援概要)

判断能力が充分でない高齢者や障がい者に対する、成年後見制度に関する相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、受任要請に対する候補者の推薦と受任者へのサポートを実施しています。

※成年後見人の報酬は、本人の財産や支援の内容に応じて家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。

(窓口) 公益社団法人 北海道社会福祉士会

権利擁護センター「ばあとなあ北海道」

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階

TEL : 011-213-1313 FAX : 011-213-1314

受付時間 9:30~12:00、13:00~16:30

(祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

ホームページ : <https://www.hokkaido-csw.or.jp/>



(32) 北海道精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士 (P S W)」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持 (メンタルヘルスケア) に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関 (精神科病院、精神科クリニック、等)
- ・生活支援施設 (介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設)
- ・福祉行政の関連機関 (地域保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など)
- ・その他 (社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など)

北海道精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

(事務局) 一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階

TEL : 011-215-0815

FAX : 011-215-0816

E-mail : psw-hokkaido@fuga.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www.psw-hokkaido.sakura.ne.jp/>



(33) 労働基準監督署

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(窓口) 各労働基準監督署 (P.153参照)

北海道労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html>



(34) ハローワーク (公共職業安定所)

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の希望、経験・能力等に応じたき

め細やかな就職支援を行っています。

(窓口) 各ハローワーク (P. 154参照)

北海道労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html>



(35) 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

総合労働相談コーナーは、北海道内 17 ヶ所労働基準監督署(支署)内及び北海道労働局雇用環境・均等部指導課内の計 18 ヶ所に設置されています。

相談業務

(支援概要)

解雇、雇い止め、賃金の引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめなど労働問題についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

また、労働条件などに関する労使紛争の解決手続である北海道紛争調整委員会によるあっせん申請を受けるとともに、相談者が希望する場合には、裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 北海道労働局総合労働相談コーナー

TEL : 011-707-2700

※各総合労働相談コーナーは P. 153 参照。

(36) 中小企業労働相談所

(組織の紹介)

中小企業における労働問題一般について、労働者や使用者の相談に応じ、労使関係の合理的な安定を図るため、北海道が設置しています。

相談業務

(支援概要)

様々な労働問題に関する相談を、面談あるいは電話でお受けしています。

(窓口) 各総合振興局・振興局商工労働観光課内中小企業労働相談所及び小樽商工労働事務所内中小企業労働相談所 (P. 156参照)

(37) 労働相談ホットライン（北海道）

相談業務

（支援概要）

北海道では、労働条件その他、様々な労働問題でお困りの方からの相談を、フリーダイヤル電話で、全道からの相談をお受けしています。

相談は無料です。

（窓口）フリーダイヤル 0120-81-6105

※祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日

<月～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

(38) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

（組織の紹介）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、略名J E E D（ジード）は、「高齢者雇用」、「障がい者雇用」、「職業能力開発」に関する支援を行う全国組織で、道内5都市に施設を設置、運営しています（札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、函館市）。

（支援概要）

高齢者の雇用の確保、障がいのある方の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のため、高齢者、障がいのある方、求職者、事業主等に対する総合的な支援を行っています。

（窓口）独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL：011-640-8822（代表） 011-640-8950（総務課）

受付時間：8:45～17:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

ホームページ：<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/>



(39) 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が設置、運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）、障害者職業能力開発校があります。

職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

(対象要件等)

求職者

(窓口)

- ・職業能力開発校（職業に必要な技能や知識習得）

道立高等技術専門学院（MONOテク）（P.157参照）

- ・職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）

ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL：011-640-8761（訓練第一課） FAX：011-640-8830

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>

ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）

〒079-8418 旭川市永山8条20丁目3番1号

TEL：0166-48-2327（訓練課） FAX：0166-48-2476

URL：<https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>

ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）

〒084-0915 釧路市大楽毛南4丁目5-57

TEL：0154-57-5938（訓練課） FAX：0154-57-8130

URL：<https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>

ポリテクセンター函館（函館訓練センター）

〒041-0841 函館市日吉町3丁目2番1号

TEL：0138-52-0323（訓練課） FAX：0138-52-0324

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

- ・職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）

ポリテクカレッジ北海道（北海道職業能力開発大学校）

〒047-0292 小樽市銭函3丁目190番地

TEL：0134-62-3553 FAX：0134-62-2154

URL：<http://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/>

- ・障害者職業能力訓練校

北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115 砂川市焼山60番地

TEL：0125-52-2774 FAX：0125-52-9177



(40) 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。道内には、北海道立女性相談援助センターをはじめ、各総合振興局・振興局の環境生活課、環境生活部くらし安全局道民生活課の計 16 箇所がセンターとなっています。また、市町村では、札幌市（配偶者暴力相談センター、札幌市男女共同参画室）、函館市、旭川市、苫小牧市で、それぞれセンターを設置しています。

相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

(相談窓口)

相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間	
北海道立女性相談援助センター	011-666-9955	平日 9:00～17:00 17:30～20:00 土日祝 9:00～17:00 (年末年始を除く。)	
北海道環境生活部くらし安全局女性支援室	011-221-6780	9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
各総合振興局・振興局の 環境生活課	石狩		011-232-4760
	渡島		0138-47-5789
	檜山		0139-52-5785
	後志		0136-22-5838
	空知		0126-25-5648
	上川		0166-46-5081
	留萌		0164-43-0011
	宗谷		0162-33-3399
	オホーツク		0152-45-0500
	胆振		0143-22-5286
	日高		0146-22-2921
	十勝		0155-26-9029
	釧路		0154-41-1110
根室	0153-24-5756		
男性相談専用ダイヤル	011-661-3210	平日 9:00～17:00	
札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234	8:45～20:00 (月曜日～金曜日) 11:00～17:00 (土日祝日)	
札幌市市民文化局男女共同参画室 (DV相談専用電話)	011-211-3333	8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
函館市配偶者暴力相談支援センター	0138-21-3010	8:45～17:30 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
旭川市配偶者暴力相談支援センター	0166-25-6418	8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
苫小牧市配偶者暴力相談支援センター	0144-84-8985	8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	

一時保護

(支援概要)

被害者と同伴する家族(子ども等)について、身を寄せる場所がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合や短期間の生活支援が有効である場合等に被害者と同伴する家族(子ども等)を一時保護あるいは利用を援助します。

(相談窓口)

相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間
<ul style="list-style-type: none"> ・北海道立女性相談援助センター ・北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 ・各総合振興局・振興局 保健環境部環境生活課 	上記表のとおり	上記表のとおり
札幌市各区保健福祉部 健康・子ども課	中央区	011-511-7224
	北 区	011-757-2563
	東 区	011-711-3215
	白石区	011-861-0336
	厚別区	011-895-2512
	豊平区	011-822-2473
	清田区	011-889-2051
	南 区	011-522-5780
	西 区	011-621-4241
手稲区	011-681-1211	
		8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜) 相談員の在庁時間 月曜日 9:45～16:30 火曜日～金曜日 9:45～16:15

自立支援

(支援概要)

被害者が自立して生活することができるよう、生活や就業の支援、安全や住宅の確保、子どもの就学・保育、法律相談などに関する情報提供等の援助を行っています。

(参考)

配偶者からの暴力被害者支援情報 (内閣府HP)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html



(41) 女性センター/男女共同参画センター

(組織の紹介)

道や市町村が自主的に設置している施設で、男女共同参画に関する情報提供、女性グループや団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な活動を行っています。北海道立女性プラザのほか、札幌市男女共同参画センターや函館市女性センターなどがありますが、活動内容はセンターごとに異なりますので、各地のセンターにお問い合わせください。

市町村名	施設名	電話番号
北海道	北海道立女性プラザ	011-251-6329
札幌市	札幌市男女共同参画センター	011-728-1222
函館市	函館市女性センター	0138-23-4188
旭川市	旭川市ときわ市民ホール	0166-23-5577
室蘭市	室蘭市胆振地方男女平等参画センター	0143-44-8184
釧路市	釧路市男女平等参画センターふらっと	0154-65-1034
苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター	0144-32-3544
赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	0135-35-2050
美深町	美深町文化会館 COM100	01656-2-1744

相談業務

(支援概要)

- ・北海道立女性プラザでは、女性を対象に、DVやセクハラ、ストーカー、離婚、雇用、財産相続などに関する法律相談を行っています。(事前にご予約ください)

相談日：毎月第2・第4水曜日 13:15～15:45 (一人30分)

(祝日の場合は、別の水曜日に振り替えることがあります。)

申し込み：011-251-6349 (相談日の1か月前から予約をお受けします)

- ・札幌市男女共同参画センターでは、次の相談を実施しています。

(祝日及び年末年始は除きます。)

- (1) 女性のための法律相談 011-728-1255 (事前にご予約ください。)

金曜日 13:00～15:00 (第2金曜日は18:00～20:00)

- (2) 女性のための総合相談 011-728-1225

火曜日 15:00～17:00 (第2火曜日は18:00～20:00)

月・水・木・土曜日 10:00～12:00

- (3) 女性のための仕事の悩み相談 011-728-1227

水曜日 18:00～20:00

(42) 婦人相談所

(組織の紹介)

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすとともに、人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) 北海道立女性相談援助センター

TEL : 011-666-9955

受付時間：平 日 9：00～17：00・17：30～20：00

土日祝 9：00～17：00（年末年始を除く。）

一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

配偶者からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

広大な北海道では、道立女性相談援助センターのほか、民間シェルター（8箇所）と福祉施設等（4箇所）に配偶者からの暴力被害者の一時保護を委託しています。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）ただし、たばこ、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) 北海道立女性相談援助センター

〒063-0033 札幌市西区西野3条9丁目 TEL: 011-666-9955

受付時間: 平日 9:00~17:00・17:30~20:00 土日祝 9:00~17:00 (年末年始を除く。)

上記のほか、全国共通ダイヤル #8008 (はれれば)

DV相談+ プラス 0120-279-889 (電話 24 時間受付)

(43) 婦人保護施設

(組織の紹介)

配偶者からの暴力被害者、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護しています。

道内には、道立女性相談援助センターが札幌市にあります。

女性と同伴家族の保護

(支援概要)

入所中は、本人と同伴家族の心身の健康回復を図り、生活基盤の安定や自立生活に向けて様々な支援を行います。

希望者に対しては、必要に応じて退所後の支援を行います。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。(衣食その他日常生活に必要なものを給付します。)ただし、たばこ、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・ 配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方
- ・ 人身取引被害者

(相談先) 市町村 (P. 138参照)、配偶者暴力相談支援センター (P. 111参照)、北海道立女性相談援助センター (上記参照)

(44) 民間シェルター

(組織の紹介)

NPO法人や社会福祉法人、法人格を持たない運営形態の民間団体によって運営され、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の一時保護だけでなく、相談対応、自立支援等被害者に対する様々な援助を行っています。民間シェルターは被害者の安全確保のため、所在地が非公開になっている場合が多くなっています。

道内には、民間シェルターが8箇所あり、被害者の一時保護を道から委託されています。

一時保護等

(支援概要)

被害者が安心して一時的に滞在できる宿泊場所を提供しています。相談への対応のほか、行政窓口や裁判所、医療機関などへの付添支援、就業や引越しのサポートなども行っています。

(相談窓口)

相 談 機 関 名	電 話 番 号	相 談 時 間
女のスペース・おん (札幌市)	011-219-7011	平日 10:00~17:00
ウィメンズネット函館 (函館市)	0138-33-2110	平日 10:00~17:00
ウィメンズネット旭川 (旭川市)	0166-24-1388	平日 13:00~16:00
ウィメンズネット・マサカーネ (室蘭市)	0143-84-4041	平日 10:00~17:00
駆け込みシェルターとから (帯広市)	0155-23-9911	平日 14:00~17:00
ウィメンズ・きたみ (北見市)	0157-24-7293	平日 13:00~16:00
ウィメンズ“結” (苫小牧市)	0144-32-0100	平日 10:00~16:00
駆け込みシェルター釧路 (釧路市)	0154-32-7704	平日 13:00~16:00

(45) 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものさまざまな問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

児童虐待の通報受付ダイヤル
 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いち・はや・く)
 ※ 24時間受付、通話料無料
 「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

(窓口)

名 称	電 話 番 号	管 轄 区 域
北海道中央児童相談所	011-631-0301	札幌市を除く石狩・後志管内
北海道旭川児童相談所	0166-23-8195	上川・留萌管内
北海道旭川児童相談所稚内分室	0162-32-6171	宗谷管内
北海道帯広児童相談所	0155-22-5100	十勝管内
北海道釧路児童相談所	0154-23-7147	釧路・根室管内
北海道函館児童相談所	0138-54-4152	渡島・檜山管内
北海道北見児童相談所	0157-24-3498	網走管内
北海道岩見沢児童相談所	0126-22-1119	空知管内
北海道室蘭児童相談所	0143-44-4152	室蘭・登別・伊達市・豊浦・洞爺湖・壮瞥町
北海道室蘭児童相談所苫小牧分室	0144-61-1882	胆振管内(上記除く)・日高管内
札幌市児童相談所	011-622-8630	札幌市内

(46) 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者、母子家庭等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口)

名 称	電 話 番 号	管 轄 区 域
エンゼルキッズこども家庭支援センター	011-372-8341	札幌市を除く石狩・後志管内
児童家庭支援センターくるみ	0138-46-5095	渡島・檜山管内
光が丘子ども家庭支援センター	0126-22-4486	空知管内
美深子ども家庭支援センター	01656-9-2500	上川・留萌・宗谷管内
子ども家庭支援センターオホーツク	0158-45-3211	網走管内
日高子ども家庭支援センター	0146-24-4050	胆振・日高管内
十勝子ども家庭支援センター	0155-22-3322	十勝管内
釧路子ども家庭支援センター	0154-32-1150	釧路・根室管内
興正子ども家庭支援センター	011-765-1000	札幌市内
羊ヶ丘子ども家庭支援センター	011-854-2415	

(47) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設

(組織の紹介・支援概要)

・乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

・児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

・児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

・情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通所させ、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口) 児童相談所 (P.117参照)

(48) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※所得の状況に応じて道等が定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 居住地の福祉事務所 (P. 148参照)

(49) 性暴力被害者支援センター北海道センター (SACRACH(さくらこ))

(組織の紹介)

性暴力の被害にあった女性に対する電話相談や医療支援等をワンストップで行う北海道と札幌市が共同で運営している公的相談窓口です。

相談業務等

(支援概要)

- ・被害相談 (電話・メール・面談) ※面談は予約制
- ・急性期の対応 (診察・治療などの医療支援、警察への被害者申告支援 (被害者が希望の場合))
- ・付添支援 (病院、弁護士、警察、区役所等への付添支援)
- ・協力医療機関の紹介 (精神科、弁護士など)
- ・医療費等の支援 (医療費の公費負担の制度有り。(要件有り))

【性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH(さくらこ))】

- ・受付時間：10:00～20:00 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)
- ・TEL：050-3786-0799
- ・メール：sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
- ・URL：<https://sacrach.jp> 

※ 上記時間外は、全国共通短縮ダイヤル#8891 (はやくワンストップ)
「全国コールセンター」につながり、相談を受け付けます。

(参考) その他の性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター

函館・道南 SART (サート)

※函館市設置

- ・TEL：0138-85-8825

(受付時間：10:00～17:00 (土日祝日、12/29～1/3 を除く))

(50) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

急な残業や保護者の病気の際など、既存の保育体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員となって、地域における育児に関する相互援助活動を行う組織であるファミリー・サポート・センターが設置されています。

また、高齢者等の援助を要する家族を抱えながら働く労働者の仕事と介護との両立支援を行うファミリー・サポート・センターも設置されています。

各地域のファミリー・サポート・センターはこちらのホームページをご参照ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/shisetsu.html#a10>



相互援助活動の例

(育児)

- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後の子供を預かる。
- ・ 急な残業の場合に子供を預かる。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。

(介護)

- ・ 高齢者等の食事の準備や後片付けを行う。
- ・ 高齢者等の部屋の掃除や衣類の洗濯を行う。
- ・ 高齢者等の通院や買い物に付き添う。

(51) 教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関等との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などの発生により、児童生徒等の心のケアが必要な場合には、緊急的にスクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣しています。

相談業務

(支援概要)

いじめ・不登校などの学校教育に関する悩みや、子育て、しつけなどの家庭教育に関する悩みについての相談に対応しています。

(相談電話)

- ・ 北海道子ども相談支援センター
 - ・ 電話相談
0120-3882-56（フリーダイヤル 毎日 24 時間対応）
 - ・ メール相談
doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp（返信には数日かかる場合があります）
- ・ 札幌市教育委員会
 - ・ いじめ電話相談（少年相談室）
0120-127-830（フリーダイヤル 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く月曜日～金

- 曜日))
- ・札幌市教育センター教育相談室
011-671-3210 (8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日))
 - ・体罰・性被害相談窓口
011-272-6034 (10:15～16:45 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日))

(52) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなどして、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行う場合もあります。

(大学等においては、相談室等にカウンセラーを配置している場合がありますので、学内に設置されている学生相談室等にご相談ください。)

(53) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の事務所があります。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下における災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(事務所)に対して行い、給付金はセンター(事務所)から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

(対象要件等) (窓口)

在籍する学校にお問い合わせください。

(参考)

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

ホームページ : <https://www.jpnsport.go.jp/>



(54) 交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

(窓口) 北海道交通事故相談所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁1階

TEL : 011-204-5220 (直通)

050-3533-4703 (直通)

(受付時間 : 9:00~16:30 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

FAX : 011-232-7452

ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/consult/index.html>



(55) 北海道交通安全活動推進センター

(組織の紹介)

北海道公安委員会指定の法人で、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(窓口) 北海道交通安全活動推進センター (交通事故相談所)
〒001-0030 札幌市北区北 30 条西 6 丁目 4 番 18 号
TEL : 011-737-8701 FAX : 011-737-8705
(受付時間 9:00~16:00 (土・日、祝日及び年末年始を除く))

(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

高次脳機能障害面接相談

(支援概要)

自動車事故による高次脳機能障害について、面接による相談を行っています。

(対象要件等)

交通事故により高次脳機能障害になった方

(窓口) 札幌相談所 (毎月第 2、第 4 木曜日に実施しています。)

TEL : 011-251-7730 (事前にご予約ください)

面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

(示談あっせん・審査は、道内では札幌相談所のみが行っています。)

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第 2 条第 1 項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(窓口) 道内各相談所 (事前にご予約ください。)

電話相談

(支援概要)

電話による事故相談を行っています。ただし、事故状況等を十分に把握できない恐れがありますので、簡単な事故相談に限ります。また、時間も10分程度でお願いしています。

相談は無料です。(通話料はかかります。)

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(窓口) 0570-0078325 (ナビダイヤル)

(祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日 10:00～16:30 に実施しています。)

○道内相談所

札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011-251-7730
新札幌	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目 サンピアザセンターモール3階	011-896-8373
小樽	小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル7階	0134-23-8373
室蘭	室蘭市中島町1-24-11 中島中央ビル4階	0143-47-8373
苫小牧	苫小牧市若草町3-2-7 大東若草ビル3階	0144-35-8373
函館	函館市上新川町1-3 弁護士会館内	0138-41-0232
旭川	旭川市花咲町4 弁護士会館内	0166-51-9527
釧路	釧路市柏木町4-3 弁護士会館内	0154-41-3444
帯広	帯広市東8条南9-1 釧路弁護士会帯広会館内	0155-66-4877

(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に11か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の

相談・和解のあつせん、審査を行います。（事前予約が必要です）
（対象要件等）

- ・電話予約の際にご案内します。

（窓口）公益財団法人 交通事故紛争処理センター 札幌支部
〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館 4階
TEL：011-281-3241 FAX：011-261-4361
（予約受付時間：9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日））

ホームページ：<https://www.jcstad.or.jp/guidance>



（58）一般社団法人日本損害保険協会

（組織の紹介）

わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的として設立されました。「そんぽADRセンター」を設置し、損害保険に関する相談・苦情・紛争に対応しています。

そんぽADRセンター

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社（注）とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

（注）当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

【受付時間】

月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の午前9時15分～午後5時

【電話番号】

ナビダイヤル 0570-022808（通話料有料）

※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、直接、損害保険会社またはお取扱いの代理店へお願いいたします。

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

（59）一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

（組織の紹介）

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・

共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払い内容の妥当性について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料（電話通話料や郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担。）です。

(対象要件等)

交通事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人

(窓口)

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 事務局

東京 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階

TEL 0120-159-700 電話受付時間：9:00～17:00

大阪 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15

モレスコ本町ビル 2 階

※詳細については、ホームページ参照 <http://www.jibai-adr.or.jp/>



(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)

(組織の紹介)

ナスバは安全・安心のパートナー ～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献するため、ナスバは自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施しています。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を負い、常時又は随時介護を要するなど一定の要件に該当する被害者に、介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

①自賠責保険等において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第

1の第1級又は第2級の認定を受けている方

- ②自損事故等により自賠償保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方
(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方
 - ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方

療護施設の設置・運営

(支援概要) (対象要件等)

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う療護センターを設置・運営しています。

生活資金貸付

(支援概要) (対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様に対する貸付

- ・保険金等立替貸付

後遺障害にかかる自賠償保険金等の支払を受けるべき方(自動車事故被害者)で、生活困窮となっている方

- ・保障金立替貸付

政府の保障事業(ひき逃げや無保険車)の保障金の支払を受けるべき方(自動車事故被害者)で、生活困窮となっている方

- ・不履行判決等貸付

自賠償保険等の支払を受けており、損害賠償について債務名義を得ていながらその弁済を受けることが出来ないため、生活困窮となっている方

相談業務

(支援概要) (対象要件等) (窓口)

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
札幌主管支所 011-218-8155
- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。
札幌主管支所 011-218-8155
- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。
NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00)

※相談は無料です。(通話料はかかります。)

(窓口) 独立行政法人自動車事故対策機構 札幌主管支所

〒060-0032 札幌市中央区北二条東 12 丁目 98-42 北二条新川ビル 8 階

TEL : 011-218-8155 FAX : 011-218-8156

本部ホームページ : <http://www.nasva.go.jp/index.html>



(61) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、交通遺児育成基金事業及び交通遺児等支援事業の2つの事業を行い、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています。

【交通遺児育成基金事業】

- ・ 自動車事故で保護者を亡くした満16歳未満の子が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児等育成基金に払い込むことにより、基金に加入します。
- ・ この拠出金に国の補助金と民間団体からの援助金などを加えて、その子が満19歳になるまで、3か月ごとに育成給付金を支給します。

【支援給付事業】

- ・ 自動車事故で保護者を亡くした子や重度後遺障害となった保護者の子で、中学生以下の子がいる特に生計の苦しい家庭を対象に、越年資金・入学支度金などを支給します。

(窓口) 公益財団法人 交通遺児等育成基金 事務局

住 所 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階

電 話 0120-16-3611 または 03-5212-4511

F A X 03-5212-4512

受付時間 (事務対応時間) 平日午前9時より午後5時まで

最寄り駅 東京メトロ有楽町線 麹町駅、半蔵門線 半蔵門駅

ホームページ : <http://www.kotsuiji.or.jp/>



(62) 公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与(一部給付)しています。

奨学金事業

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与(一部給付)します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時29歳までの方)

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

その他の事業

奨学金以外にも修学支援金給付事業(家賃補助や進学受験費用補助など)や学生寮(東京、関西)の運営事業を行っています。

(窓口) 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番1号 平河町ビル3階

電話 03(3556)0771 (代表) FAX 03(3556)0775

最寄り駅 地下鉄永田町駅 4番出口 (半蔵門線・有楽町線・南北線)

ホームページ: <http://www.kotsuiji.com/index.html>



(63) 公益社団法人 北海道交通遺児の会

(組織の紹介)

交通事故により、保護者を失った子供又は保護者が重度後遺障害のため就労できない家庭にある子供(以下「交通遺児」という。)やその家族の方々が自信と誇りをもって力強く生き抜いていただけるように、支援激励することを目的とし、相談活動、育英奨学事業等の各種事業を行っています。

相談業務

(支援概要)

交通遺児やその家族の方々の抱える悩み、疑問を受け付ける窓口を設置し、諸問題の解決に向けての相談・助言等を行います。

育英奨学事業

(支援概要)

- 1 奨学金の支給（月額 2 万円）
- 2 入学祝金の贈呈（小中学生及び高校生 1 人 2 万円、短期大学生及び専門学校生並びに大学生 1 人 10 万円）
- 3 修学旅行支援金の支給（小学生 1 人 1 万円、中学生 1 人 2 万円、高校生 1 人 3 万円）
- 4 図書カードの贈呈（1 人 3 千円相当）

(対象要件等)

上記 1 の場合は、道内の高等学校に在学する交通遺児で、経済的な理由により就学の援助が必要と認められる方であること。

上記 2 の場合は、道内に居住する小学校、中学校及び高等学校の交通遺児並びに道内の高等学校を卒業し、大学等に進学する交通遺児であること。

上記 3 の場合は、道内に居住する交通遺児のうち、小学校、中学校及び高等学校の修学旅行参加者であること。

上記 4 の場合は、道内に居住する高等学校までの交通遺児及び道内の高等学校を卒業し、大学等に在学する交通遺児であること。

(窓口) 公益社団法人 北海道交通遺児の会

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

大通バスセンタービル 1 号館 6 階

TEL 011-232-8688 FAX 011-232-8689

受付時間： 9:00～16:45（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

(64) 公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

(組織の紹介)

交通道德の向上と交通事故防止のための道民運動を展開し、併せて交通遺児の育英事業を推進して、道民福祉の増進に寄与し、交通事故のない平和で明るい郷土「北海道」を築くことを目的として設立された団体です。

奨学金の貸与

(支援概要) (対象要件)

交通事故により保護者を亡くしたり、重度の障害（自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 級から第 3 級）が残った保護者の子で、中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校（高等過程、専門課程）、高等専門学校に在籍する生徒に普通奨学金と入学奨

学金の無利子での貸付を行っています。

なお、貸付に当たっては、他の団体、機構等から奨学金の貸付を受けていない方で、かつ、心身ともに健全で学業に精励し、修学の見込みがあるが、経済的な理由により修学の援助が必要であることが認められる方を対象としています。

対象学生／奨学金種別	普通奨学金（月額）	入学奨学金
中学生 中等教育学校生（前期課程）	10,000円～20,000円の選択制 （5,000円単位）	なし
公立高等学校生 中等教育学校生（後期課程） 高等専門学校生	10,000円～30,000円の選択制 （5,000円単位）	100,000円
専修学校生（高等課程）	10,000円～40,000円の選択制 （5,000円単位）	150,000円
私立高等学校生	10,000円～40,000円の選択制 （5,000円単位）	250,000円
専修学校生（専門課程）	10,000円～40,000円の選択制 （5,000円単位）	250,000円

（窓口）公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二道通ビル6階

TEL 011-221-6666 または 6667 FAX 011-221-7873

ホームページ：<https://www.slowly.or.jp>



（65）北海道交通事故被害者の会

（組織の紹介）

北海道の交通事犯による遺族と被害者で構成する被害者団体です。被害者同士の相互援助と交流、犠牲を無にせず交通犯罪や事故の根絶を目的としています。

相互支援の活動

（支援概要）

月1回の例会及び世話人会を中心に、当事者団体としての相互支援、交流を行っています。

政策等の提案

(支援概要)

被害者等の願いを 21 項目の「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望事項」としてまとめ、関係機関に要請しています。

広報啓発活動

(支援概要)

体験講話の要請に応えるとともに、会報の発行、「いのちのパネル」展示、公開フォーラムの開催などを通し、被害の悲惨さと命の大切さ、及び被害者等の権利擁護、交通死傷被害ゼロへの課題などについて社会に訴えています。

(窓口) 北海道交通事故被害者の会

〒001-0030 札幌市北区北 30 条西 6 丁目 4-18

北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

ホームページ <https://hk-higaisha.net/>



(66) 公益財団法人 北海道暴力追放センター

(組織の紹介)

北海道公安委員会指定の公益財団法人であり、暴力団等のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員等による不当な行為の防止と被害の救済を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察 OB が、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っています。

見舞金の支給

(支援概要)

暴力団員等の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団等を相手とする民事訴訟を提起し又はしようとしている方に対して、暴力団

事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。

(窓口) 公益財団法人 北海道暴力追放センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎

TEL : 011-271-5982 FAX : 011-271-5987

受付時間 9:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

ホームページ : <http://h-botsui.or.jp>



(67) 消費生活センター

(組織の紹介)

消費生活に関する苦情相談等の処理や情報の提供、消費者への啓発、消費者団体の活動支援などを行い、道民の自主的かつ合理的な消費行動を促す消費生活行政の第一線の推進機関の役割を担っています。

相談業務 (電話・来所・メール)

(業務概要)

消費者からの商品やサービス、契約など消費生活全般に関する問い合わせや苦情相談に専門の相談員が対応しています。

(窓口) 相談専用電話 050-7505-0999 (平日 9:00~16:30)

(窓口) 北海道立消費生活センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟2階

TEL : 011-221-0110 FAX : 011-221-4210

ホームページ : <http://www.do-syouhi-c.jp/>



(68) いのちの電話

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、相談に応じます。

(窓口)

北海道いのちの電話 TEL : 011-231-4343 (24 時間受付)

FAX : 011-219-3144

旭川いのちの電話 TEL : 0166-23-4343 (月・木～日 24 時間受付)
(火・水 9:00～15:30)

(69) 年金事務所 (旧社会保険事務所)

(組織の概要)

国(厚生労働大臣)から事務の委託、権限の委任を受け、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・相談・給付など)を行う特殊法人です。

(窓口) 各年金事務所 (P. 158 参照。)

※年金の受け取りに関する電話でのご相談は、「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)でお受けしています。

(70) 全国健康保険協会 北海道支部

(組織の概要)

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険(政府管掌健康保険)は、従来、国(社会保険庁)で運営していましたが、平成20年10月1日、健康保険法に基づき、新たに全国健康保険協会が設立され、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、退職後の任意継続の手続き、レセプトの点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施しています。

保険給付の種類と内容 (一部抜粋)

高額療養費制度

医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しを行います。

傷病手当金

病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

※上記及びその他の制度の詳細な内容については、下記にお問い合わせください。

(窓口)

全国健康保険協会 北海道支部

〒060-8524 札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル4階

TEL: 011-726-0352 (代表)

営業時間: 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く月曜日~金曜日)

ホームページ: <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



(71) 税務署

(組織の概要)

税務署は、国税庁の下部組織であり、内国税の賦課徴収を担当する第一線の行政機関です。各税務署におかけいただいた電話は、自動音声応答により案内しております。

(窓口) 各税務署

国税に関する質問は、音声案内に従い『1』を選択すると、おかけになった税務署への通話料金で専門スタッフによる「電話相談センター」につながります。

なお、税務署での申告・面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

税務署の開庁時間は、月曜日から金曜日(祝日等を除きます。)の午前8時30分から午後5時までです。

また、国税庁ホームページでは、よくある国税のご質問に対する一般的な回答をタックスアンサーに掲載しています。

タックスアンサーURL

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>



(相続税及び医療費控除等のご相談)

名称	所在地	電話番号
旭川中税務署	〒078-8504 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-90-1451
旭川東税務署	〒070-0026 旭川市東6条1丁目2番15号	0166-23-6291
網走税務署	〒093-0006 網走市南6条東5丁目9番地	0152-43-2181
岩見沢税務署	〒068-0002 岩見沢市2条東4丁目5番地の1	0126-22-0810
浦河税務署	〒057-0013 浦河郡浦河町大通5丁目86番4	0146-22-4131
江差税務署	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167番地1 江差地方合同庁舎	0139-52-0078

その他

小樽税務署	〒047-0007 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎	0134-23-2171
帯広税務署	〒080-0015 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎	0155-24-2161
北見税務署	〒090-0018 北見市青葉町3番1号	0157-23-7151
釧路税務署	〒085-8515 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-31-5100
倶知安税務署	〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎	0136-22-1192
札幌北税務署	〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3番1号	011-707-5111
札幌中税務署	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-9311
札幌西税務署	〒063-0824 札幌市西区発寒4条1丁目7番1号	011-666-5111
札幌東税務署	〒004-0004 札幌市厚別区厚別東4条4丁目8番8号	011-897-6111
札幌南税務署	〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号	011-555-3900
滝川税務署	〒073-0022 滝川市大町1丁目 8 番14号	0125-22-2191
十勝池田税務署	〒083-0001 中川郡池田町字旭町1丁目 8 番地 8	015-572-2171
苫小牧税務署	〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目4番17号	0144-32-3165
名寄税務署	〒096-0031 名寄市西1条北1丁目11番地	01654-2-2157
根室税務署	〒087-0009 根室市弥栄町1丁目18番地 根室地方合同庁舎	0153-23-3261
函館税務署	〒040-0014 函館市中島町37番1号	0138-31-3171
深川税務署	〒074-0004 深川市4条15番3号	0164-23-2191
富良野税務署	〒076-0038 富良野市桂木町3番2号	0167-22-2144
室蘭税務署	〒051-0023 室蘭市入江町1番地13 室蘭地方合同庁舎	0143-22-4151
紋別税務署	〒094-0013 紋別市南が丘町2丁目1番44号	0158-23-2191
八雲税務署	〒049-3113 二海郡八雲町相生町108番地8 八雲地方合同庁舎	0137-63-2148
余市税務署	〒046-0015 余市郡余市町朝日町1番地	0135-22-2093
留萌税務署	〒077-0038 留萌市寿町3丁目19番地	0164-42-0661
稚内税務署	〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎	0162-33-1155

【関係機関・団体一覧】

◇市町村

() 内は内線

名 称	担 当 部 署	連 絡 先
札幌市	市民文化局地域振興部区政課	011-211-2252
函館市	市民部くらし安心課	0138-21-3189
小樽市	生活安全課市民相談係	0134-32-4111(226)
旭川市	防災安全部交通防犯課	0166-25-6215
室蘭市	生活環境部地域生活課	0143-25-2380
釧路市	市民環境部市民生活課生活安全担当	0154-31-4590
帯広市	市民福祉部地域福祉課市民相談室	0155-65-4200
北見市	市民環境部市民活動課	0157-25-1105
夕張市	市民課市民係	0123-52-3104
岩見沢市	市民連携室市民相談・交通防犯係	0126-23-4111(218)
網走市	市民環境部市民活動推進課市民活動推進係	0152-44-6111(346)
留萌市	総務部危機対策室	0164-56-5005
苫小牧市	市民生活部市民生活課	0144-32-6303
稚内市	生活福祉部生活衛生課市民生活グループ	0162-23-6413
美唄市	市民部生活環境課生活交通係	0126-62-3131(2231)
芦別市	市民福祉部市民課生活交通係	0124-22-2111(163)
江別市	生活環境部市民生活課市民活動係(交通防犯担当)	011-381-1093
赤平市	総務課庶務係	0125-32-2211
紋別市	市民生活部市民協働課生活防犯・消費係	0158-24-2111(407)
士別市	市民自治部自治環境課	0165-26-7736
名寄市	市民部環境生活課	01654-3-2111
三笠市	消防本部生活安全センター 交通防災係	01267-2-7777
根室市	市民環境課交通市民生活担当	0153-23-6111(2123・2124)
千歳市	市民環境部市民生活課防犯・交通安全係	0123-24-0263
滝川市	市民生活部くらし支援課 交通・生活安全係	0125-28-8012
砂川市	市民部市民生活課生活交通係	0125-54-2121(1132)
歌志内市	総務課庶務グループ	0125-42-3212
深川市	企画総務部総務課自治防災室自治防災係	0164-26-2215
富良野市	市民生活部市民協働課	0167-39-2311
登別市	市民生活部市民協働グループ	0143-84-1079
恵庭市	生活環境部市民生活課	0123-33-3131(1181)
伊達市	総務部市民課市民係	0142-82-3164
北広島市	保健福祉部高齢者・障がい者相談担当	011-372-3311(2151)
石狩市	環境市民部広聴・市民生活課	0133-72-3191
北斗市	市民部市民課市民係	0138-73-3111(112)
当別町	住民環境部環境生活課町民生活係	0133-23-3209
新篠津村	住民課住民生活係	0126-57-2111(330)
松前町	町民生活課	0139-42-2633
福島町	総務課総務防災係	0139-47-3001
知内町	生活福祉課戸籍住民係	01392-5-6161(34)
木古内町	町民課住民グループ	01392-2-3131(128)
七飯町	民生部住民課交通防犯係	0138-65-2512

鹿部町	民生課	01372-7-5290
森町	住民生活課住民生活係	01374-7-1084
八雲町	住民生活課社会係	0137-62-2112
長万部町	保健福祉課	01377-2-2454
江差町	総務課防災生活係	0139-52-6711
上ノ国町	住民課住民環境グループ	0139-55-2311 (266)
厚沢部町	住民税務課生活安全係	0139-64-3313
乙部町	総務課	0139-62-2311
奥尻町	地域政策課住民生活係	01397-2-3404
今金町	くらし安心課防災・住民生活グループ	0137-82-0111 (173)
せたな町	総務課地域生活係	0137-84-5111 (1217)
島牧村	総務課総務係	0136-75-6211(15)
寿都町	企画課地域調整係	0136-62-2608
黒松内町	総務課	0136-72-3311
蘭越町	住民福祉課住民運動係	0136-55-6437
ニセコ町	福祉課福祉係	0136-44-2121
真狩村	総務課総務係	0136-45-3610
留寿都村	住民福祉課環境生活係	0136-46-3131
喜茂別町	総務課企画情報係	0136-33-2211
京極町	企画振興課企画調整係	0136-42-2111(25)
倶知安町	住民環境課生活安全係	0136-56-8005
共和町	住民生活課生活安全係	0135-73-2011(134)
岩内町	総務部総務財政課	0135-62-1011
泊村	総務部総務課総務係	0135-75-2021
神恵内村	総務課広報統計係	0135-76-5011(213)
積丹町	住民福祉課	0135-44-2111(292)
古平町	民生課福祉係	0135-42-2181(56)
仁木町	総務課総務係	0135-32-2511
余市町	民生部福祉課	0135-21-2120
赤井川村	総務課総務係	0135-34-6211
南幌町	住民課環境交通グループ	011-398-7047
奈井江町	総務課防災交通係	0125-65-2111
上砂川町	住民課生活環境係	0125-62-2220(331)
由仁町	住民課環境・交通担当	0123-83-3902
長沼町	税務住民課町民生活係	0123-88-2111(241)
栗山町	環境政策課生活安全グループ	0123-73-7510
月形町	総務課危機管理係	0126-53-2321
浦臼町	総務課庶務係	0125-68-2111
新十津川町	保健福祉課子育て・福祉グループ	0125-72-2035
妹背牛町	健康福祉課福祉グループ	0164-32-2413
秩父別町	住民課住民福祉グループ	0164-33-2111(46)
雨竜町	総務課総務担当	0125-77-2211
北竜町	総務課庶務係	0164-34-2111(226)
沼田町	住民生活課環境グループ	0164-35-2115
鷹栖町	町民課	0166-87-2111
東神楽町	くらしの窓口課	0166-83-5402

当麻町	総務課	0166-84-2111
比布町	総務企画課生活安全係	0166-85-4801
愛別町	総務企画課防災安全係	01658-6-5111
上川町	企画総務課総務財政グループ	01658-2-1211(212)
東川町	企画総務課総務室	0166-82-2111
美瑛町	住民生活課住民生活係	0166-92-4294
上富良野町	町民生活課生活環境班	0167-45-6985
中富良野町	総務課防災安全係	0167-44-2122
南富良野町	総務課防災安全推進室	0167-52-2112
占冠村	福祉子育て支援課社会福祉担当	0167-56-2125
和寒町	総務課生活安全係	0165-32-2421(222)
剣淵町	住民課環境生活グループ	0165-26-9026
下川町	税務住民課住民生活グループ	01655-4-2511(118)
美深町	住民生活課生活環境グループ	01656-2-1615
音威子府村	住民課住民生活室生活環境係	01656-5-3312
中川町	住民課住民サービス室	01656-7-2814
幌加内町	保健福祉課しあわせ福祉係	0165-35-3090
増毛町	町民課町民環境係	0164-53-1112
小平町	総務課住民係	0164-56-2111(211)
苫前町	住民生活課環境生活係	0164-64-2213
羽幌町	町民課町民生活係	0164-62-1211(111)
初山別村	総務課庶務係	0164-67-2211(21)
遠別町	福祉課福祉係	01632-7-2114
天塩町	住民課住民安全係	01632-2-1001(124)
猿払村	保健福祉課福祉係	01635-2-2040
浜頓別町	住民課環境生活係	01634-2-2345(113)
中頓別町	総務課総務グループ	01634-6-1111(25)
枝幸町	町民課環境生活グループ	0163-62-1237
豊富町	町民課生活環境係	0162-82-1001
礼文町	総務課	0163-86-1001
利尻町	くらし支援課	0163-84-2345
利尻富士町	企画政策課企画調整係	0163-82-2850
幌延町	住民生活課生活グループ	01632-5-1112
美幌町	町民生活部町民活動課広報相談グループ	0152-77-6538
津別町	住民企画課住民環境係	0152-77-8377
斜里町	民生部住民生活課住民活動係	0152-26-8312
清里町	企画政策課まちづくりグループ住民活動担当	0152-25-2135
小清水町	町民生活課住民活動係	0152-62-4472
訓子府町	町民課町民生活係	0157-47-2203
置戸町	総務課防災係	0157-52-3311
佐呂間町	町民課住民活動係	01587-2-1213
遠軽町	民生部住民生活課環境生活担当	0158-42-4812
湧別町	住民税務課住民生活グループ	01586-2-5863
滝上町	住民生活課防災活動係	0158-29-2111(231)
興部町	住民課住民活動・環境係	0158-82-2164
西興部村	企画総務課・企画係	0158-87-2111(28)

雄武町	住民生活課住民活動係	0158-84-2121
大空町	福祉課福祉グループ	0152-74-2111(118)
豊浦町	総務課庶務係	0142-83-1402
壮瞥町	住民福祉課総合窓口係	0142-66-2121
白老町	総務課防災交通室	0144-85-3080
厚真町	住民課町民生活グループ	0145-26-7871
洞爺湖町	住民課住民・戸籍年金グループ	0142-74-3002
安平町	総務課情報グループ	0145-22-2511
むかわ町	町民生活課 窓口グループ	0145-42-2414
日高町	住民生活課環境生活・アイヌ政策グループ	01456-2-6182
平取町	町民課生活環境係	01457-4-6113
新冠町	町民生活課町民生活グループ社会係	0146-47-2112
浦河町	町民課町民運動係	0146-26-9001
様似町	税務町民課社会係	0146-36-2112(240)
えりも町	町民生活課環境生活係	01466-2-4621
新ひだか町	保健福祉部生活環境課生活環境・生活安全グループ	0146-49-0289
音更町	町民生活部環境生活課地域安全係	0155-42-2111(565)
士幌町	保健福祉課福祉保険グループ	01564-5-2006
上士幌町	町民課総合窓口戸籍年金担当	01564-2-2111(134)
鹿追町	町民課住民生活係	0156-66-4031
新得町	町民課住民活動係	0156-64-0528
清水町	保健福祉課福祉係	0156-69-2222(701)
芽室町	健康福祉課社会福祉係	0155-62-9723
中札内村	総務課総務グループ	0155-67-2311(105)
更別村	住民生活課 住民生活係	0155-52-2112(115)
大樹町	住民課住民活動係	01558-6-2116
広尾町	保健福祉課(福祉係)	01558-2-0172
幕別町	住民福祉部防災環境課交通防犯係	0155-54-6601
池田町	総務課情報防災係	015-572-3111(208)
豊頃町	住民課生活環境係	015-574-2213
本別町	保健福祉課社会福祉担当	0156-22-8520
足寄町	住民課住民室住民生活担当	0156-28-3858
陸別町	総務課総務担当	0156-27-2141(213)
浦幌町	町民課町民生活係	015-576-2114
釧路町	総務部総務課総務係	0154-62-2271(219)
厚岸町	町民課自治振興係	0153-52-3131(124)
浜中町	福祉保健課福祉係	0153-62-2305
標茶町	保健福祉課社会福祉係	015-485-2111(131)
弟子屈町	環境生活課生活係	015-482-2934(144)
鶴居村	総務課総務係	0154-64-2111
白糠町	企画総務部総務課総務係	01547-2-2171(216)
別海町	総務部防災交通担当課	0153-75-2111(2116・2117)
中標津町	町民生活部生活課交通町民相談係	0153-73-3111(221)
標津町	住民生活課(交通住民担当)	0153-85-7243
羅臼町	環境生活課環境生活係	0153-87-2115

◇警察

・札幌方面

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道警察本部	〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110
中央警察署	〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4番地	011-242-0110
東警察署	〒065-0016 札幌市東区北16条東1丁目3番15号	011-704-0110
西警察署	〒063-0032 札幌市西区西野2条5丁目3番60号	011-666-0110
南警察署	〒064-0929 札幌市中央区南29条西11丁目1番	011-552-0110
北警察署	〒001-0024 札幌市北区北24条西8丁目2番20号	011-727-0110
白石警察署	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条5丁目4番2号	011-814-0110
豊平警察署	〒062-0907 札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号	011-813-0110
厚別警察署	〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号	011-896-0110
手稲警察署	〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号	011-686-0110
江別警察署	〒067-0073 江別市弥生町23番地	011-382-0110
千歳警察署	〒066-0042 千歳市東雲町5丁目61番地	0123-42-0110
岩見沢警察署	〒068-0010 岩見沢市10条東2丁目1番地	0126-22-0110
栗山警察署	〒069-1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115番地11	0123-72-0110
美唄警察署	〒072-0002 美唄市東1条北7丁目1番1号	0126-63-0110
滝川警察署	〒073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号	0125-24-0110
赤歌警察署	〒079-1142 赤平市東大町3丁目2番地	0125-32-0110
芦別警察署	〒075-0031 芦別市南1条東2丁目12番地12	0124-22-0110
小樽警察署	〒047-0033 小樽市富岡1丁目7番1号	0134-27-0110
余市警察署	〒046-0015 余市郡余市町朝日町27番地	0135-22-0110
俱知安警察署	〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東2丁目	0136-22-0110
岩内警察署	〒045-0013 岩内郡岩内町字高台5番地	0135-62-0110
伊達警察署	〒052-0031 伊達市館山町10番地22	0142-22-0110
室蘭警察署	〒050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号	0143-46-0110
苫小牧警察署	〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号	0144-35-0110
門別警察署	〒055-0004 沙流郡日高町富川東1丁目4番1号	01456-2-0110
静内警察署	〒056-0014 日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3番22号	0146-43-0110
浦河警察署	〒057-0024 浦河郡浦河町築地2丁目2番4号	0146-22-0110

・函館方面

名 称	所 在 地	電 話 番 号
函館方面本部	〒040-8511 函館市五稜郭町15番5号	0138-31-0110
函館中央警察署	〒040-0001 函館市五稜郭町15番5号	0138-54-0110
函館西警察署	〒040-0061 函館市海岸町11番27号	0138-42-0110
森警察署	〒049-2311 茅部郡森町字上台町299番地6	01374-2-0110
八雲警察署	〒049-3106 二海郡八雲町富士見町113番地	0137-64-2110
木古内警察署	〒049-0422 上磯郡木古内町字本町550番地3	01392-2-4110
松前警察署	〒049-1512 松前郡松前町字福山164番地	0139-42-3110
江差警察署	〒043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地	0139-52-0110
せたな警察署	〒049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番17号	0137-84-6110
寿都警察署	〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町82番地	0136-62-2110

・旭川方面

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川方面本部	〒078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6	0166-35-0110
旭川中央警察署	〒070-0036 旭川市6条通10丁目2231番地 1	0166-25-0110
旭川東警察署	〒078-8211 旭川市1条通25丁目487番地6	0166-34-0110
士別警察署	〒095-0015 士別市東5条5丁目1	0165-23-0110
名寄警察署	〒096-0032 名寄市西2条北1丁目1番地1	01654-2-0110
枝幸警察署	〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町705番地2	0163-62-0110
稚内警察署	〒097-0005 稚内市大黒1丁目6番48号	0162-24-0110
富良野警察署	〒076-0022 富良野市若葉町11番1号	0167-22-0110
深川警察署	〒074-0005 深川市5条1番12号	0164-23-0110
留萌警察署	〒077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号	0164-42-0110
羽幌警察署	〒078-4104 苫前郡羽幌町南4条4丁目13	0164-62-1110
天塩警察署	〒098-3303 天塩郡天塩町新栄通9丁目	01632-2-2110

・釧路方面

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釧路方面本部	〒085-8511 釧路市黒金町10丁目5	0154-25-0110
釧路警察署	〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1	0154-23-0110
厚岸警察署	〒088-1151 厚岸郡厚岸町真栄 1 丁目7番地	0153-52-0110
弟子屈警察署	〒088-3211 川上郡弟子屈町中央2丁目9番28号	0154-82-2110
根室警察署	〒087-0009 根室市弥栄町1丁目17番地	0153-24-0110
中標津警察署	〒086-1105 標津郡中標津町西5条南1丁目2番地4	0153-72-0110

池田警察署	〒083-0023 中川郡池田町西3条6丁目10番地1	015-572-0110
本別警察署	〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番20号	0156-22-0110
帯広警察署	〒080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地	0155-25-0110
新得警察署	〒081-0014 上川郡新得町4条南6丁目1番2号	0156-64-0110
広尾警察署	〒089-2624 広尾郡広尾町並木通東1丁目2番3号	01558-2-0110

・北見方面

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北見方面本部	〒090-8511 北見市青葉町6番1号	0157-24-0110
北見警察署	〒090-0018 北見市青葉町6番1号	0157-24-0110
遠軽警察署	〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1番地40	0158-42-0110
網走警察署	〒093-0006 網走市南6条東5丁目1	0152-43-0110
美幌警察署	〒092-0031 網走郡美幌町字大通南1丁目19番地	0152-72-0110
斜里警察署	〒099-4113 斜里郡斜里町本町43番地6	0152-23-0110
紋別警察署	〒094-0013 紋別市南が丘町1丁目5番16号	0158-23-0110
興部警察署	〒098-1605 紋別郡興部町字興部755番地3	0158-82-2110

◇第一管区海上保安本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号
第一管区海上保安本部	〒047-8560 小樽市港町5番2号	0134-27-0118
小樽海上保安部	〒047-0007 小樽市港町5番2号	0134-27-6118
函館海上保安部	〒040-0061 函館市海岸町24-4	0138-42-1118
江差海上保安署	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167番地	0139-52-5118
瀬棚海上保安署	〒049-4828 久遠郡せたな町瀬棚区南川176番地3	0137-87-2634
室蘭海上保安部	〒051-0023 室蘭市入江町1番13号	0143-23-0118
苫小牧海上保安署	〒053-0004 苫小牧市港町1丁目6-15	0144-33-0118
浦河海上保安署	〒057-0021 浦河郡浦河町潮見町42-1	0146-22-9118
釧路海上保安部	〒085-0022 釧路市南浜町5番9号	0154-22-0118
広尾海上保安署	〒089-2624 広尾郡広尾町並木通1-12-1	01558-2-0118
留萌海上保安部	〒077-0048 留萌市大町3丁目37番地の1	0164-42-0656
稚内海上保安部	〒097-0023 稚内市開運2丁目2番1号	0162-22-0118
紋別海上保安部	〒094-0011 紋別市港町5丁目3番10号	0158-23-0118
網走海上保安部	〒093-0005 網走市南5条東7丁目	0152-44-9118
根室海上保安部	〒087-0055 根室市琴平町1-38	0153-24-4183
羅臼海上保安署	〒086-1832 目梨郡羅臼町船見町132番地	0153-87-2274

◇高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所

名 称	所 在 地	電話番号
札幌高等裁判所 札幌地方裁判所	〒060-0042 札幌市中央区大通西11丁目	011-231-4200
札幌家庭裁判所 札幌簡易裁判所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	011-221-7281
函館地方裁判所	〒040-8601	函館市上新川町1番8号 0138-38-2370
函館家庭裁判所	〒040-8602	
函館簡易裁判所	〒040-8603	
旭川地方裁判所 旭川家庭裁判所 旭川簡易裁判所	〒070-8640 〒070-8641 〒070-8642	旭川市花咲町4丁目 0166-51-6251
釧路地方裁判所 釧路家庭裁判所 釧路簡易裁判所	〒085-0824 釧路市柏木町4番7号	0154-41-4171

◇高等検察庁・地方検察庁

名 称	所 在 地	電話番号
札幌高等検察庁 (犯罪被害者等支援対策室)	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-9612
札幌地方検察庁	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-9370
函館地方検察庁	〒040-0031 函館市上新川町1番13号	0138-41-1655
旭川地方検察庁	〒070-8636 旭川市花咲町4丁目	0166-51-6259
釧路地方検察庁	〒085-8557 釧路市柏木町5番7号	0154-41-6133

※各地方検察庁の電話番号は、「被害者ホットライン」

◇刑務所・刑務支所

名 称	所 在 地	電話番号
札幌刑務所	〒007-8601 札幌市東区東苗穂2条1-5-1	011-781-2011
札幌刑務支所	〒007-8603 札幌市東区東苗穂2条1-5-2	011-784-5241
旭川刑務所	〒071-8153 旭川市東鷹栖3線20-620	0166-57-2511
帯広刑務所	〒089-1192 帯広市別府町南13-33	0155-48-7111

釧路刑務支所	〒085-0833 釧路市宮本2-2-5	0154-41-0221
網走刑務所	〒093-0088 網走市三眺	0152-43-3167
月形刑務所	〒061-0595 樺戸郡月形町1011	0126-53-3060
函館少年刑務所	〒042-8639 函館市金堀町6-11	0138-51-0185

受付時間：8:30～17:00（祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

◇少年鑑別所

名 称	所 在 地	電話番号
札幌少年鑑別所	〒007-0802 札幌市東区東苗穂2条1-1-25	011-784-7441
函館少年鑑別支所	〒042-0944 函館市金堀町6-15	0138-51-5652
釧路少年鑑別支所	〒085-0834 釧路市弥生1-5-22	0154-41-5808
旭川少年鑑別所	〒078-8231 旭川市豊岡1条1-3-24	0166-31-5468

受付時間：8:30～17:00（祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

◇少年院

名 称	所 在 地	電話番号
北海少年院	〒066-0066 千歳市大和4-746-10	0123-23-3147
紫明女子学院	〒066-0066 千歳市大和4-662-2	0123-22-5141

受付時間：8:30～17:00（祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

◇保護観察所

名 称	所 在 地	電話番号
札幌保護観察所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎6階	011-261-9228
函館保護観察所	〒040-8550 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎7階	0138-24-2112
旭川保護観察所	〒070-0901 旭川市花咲町4丁目 旭川法務総合庁舎1階	0166-59-2068
釧路保護観察所	〒085-8535 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階	0154-23-3207

受付時間：8:30～17:15（祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

◇法務局・地方法務局（支局）

名 称	所 在 地	電話番号
札幌法務局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1（札幌第1合同庁舎2階）	011-709-2311 （代表）

札幌法務局 岩見沢支局	〒068-0034 岩見沢市有明町南1番地12	0126-22-0619 (代表)
札幌法務局 滝川支局	〒073-8585 滝川市緑町1丁目6番1号	0125-23-2330
札幌法務局 室蘭支局	〒051-0023 室蘭市入江町1番地13 (室蘭地方合同庁舎3階)	0143-22-5111 (代表)
札幌法務局 苫小牧支局	〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目3番7号 (苫小牧法務総合庁舎2階)	0144-34-7151
札幌法務局 日高支局	〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目4番1号	0146-42-0415
札幌法務局 小樽支局	〒047-0007 小樽市港町5番2号	0134-23-3012 (代表)
札幌法務局 倶知安支局	〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 (倶知安地方合同庁舎3階)	0136-22-0232
函館地方法務局	〒040-8533 函館市新川町25番18号 (函館地方合同庁舎)	0138-23-7511 (代表)
函館地方法務局 江差支局	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167番地1 (江差地方合同庁舎)	0139-52-1048 (代表)
函館地方法務局 八雲支局	〒049-3113 二世郡八雲町相生町108番地8 (八雲地方合同庁舎)	0137-62-2208 (代表)
旭川地方法務局	〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号 (旭川地方合同庁舎)	0166-38-1114
旭川地方法務局 名寄支局	〒096-0011 名寄市西1条南11丁目1番地5	01654-2-2349 (代表)
旭川地方法務局 紋別支局	〒094-0015 紋別市花園町2丁目2番4号	0158-23-2521 (代表)
旭川地方法務局 留萌支局	〒077-0048 留萌市大町2丁目12番地 (留萌地方合同庁舎2階)	0164-42-0492 (代表)
旭川地方法務局 稚内支局	〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号 (稚内地方合同庁舎1階)	0162-33-1122 (代表)
釧路地方法務局	〒085-8522 釧路市幸町10丁目3 (釧路合同庁舎)	0154-31-5014
釧路地方法務局 帯広支局	〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1-1 (帯広法務総合庁舎2階)	0155-24-5823 (代表)
釧路地方法務局 北見支局	〒090-0017 北見市高砂町14-14	0157-23-6166 (代表)
釧路地方法務局 根室支局	〒087-0009 根室市弥栄町1丁目18 (根室地方合同庁舎1階)	0153-23-4874 (代表)

◇福祉事務所（市）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
札幌市 中央区役所保健福祉部	〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目	011-231-2400
札幌市北区役所保健福祉部	〒001-8612 札幌市北区北24条西6丁目	011-757-2400
札幌市東区役所保健福祉部	〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目	011-741-2400
札幌市 白石区役所保健福祉部	〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8	011-861-2400
札幌市厚別区役所 保健福祉部	〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-2400
札幌市 豊平区役所保健福祉部	〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目	011-822-2400
札幌市 清田区役所保健福祉部	〒044-8613 札幌市清田区平岡1条10丁目	011-889-2400
札幌市南区役所保健福祉部	〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目	011-582-2400
札幌市西区役所保健福祉部	〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目	011-641-2400
札幌市 手稲区役所保健福祉部	〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目	011-681-2400
函館市福祉事務所	〒044-8666 函館市東雲町4番13号	0138-21-3111
小樽市福祉事務所	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
旭川市福祉事務所	〒070-8525 旭川市7条通10丁目	0166-26-1111
室蘭市福祉事務所	〒051-8511 室蘭市幸町1番2号	0143-22-1111
釧路市福祉事務所	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地	0154-23-5151
帯広市福祉事務所	〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地	0155-24-4111
北見市福祉事務所	〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1	0157-23-7111

夕張市福祉事務所	〒068-0492 夕張市本町4丁目	0123-52-3131
岩見沢市福祉事務所	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-23-4111
網走市福祉事務所	〒093-8555 網走市南6条東4丁目1番地	0152-44-6111
留萌市福祉事務所	〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地	0164-42-1801
苫小牧市福祉事務所	〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6111
稚内市福祉事務所	〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161
美唄市福祉事務所	〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号	0126-62-3131
芦別市福祉事務所	〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111
江別市福祉事務所	〒067-8674 江別市高砂町6番地	011-382-4141
赤平市福祉事務所	〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-2211
紋別市福祉事務所	〒094-8707 紋別市幸町2丁目1番18号	0158-24-2111
士別市福祉事務所	〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121
名寄市福祉事務所	〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111
三笠市福祉事務所	〒068-2192 三笠市幸町2番地	01267-2-3181
根室市福祉事務所	〒087-8711 根室市常盤町2番地27番地	0153-23-6111
千歳市福祉事務所	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地	0123-24-3131
滝川市福祉事務所	〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号	0125-23-1234
砂川市福祉事務所	〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号	0125-54-2121
歌志内市福祉事務所	〒073-0492 歌志内市字本町5番地	0125-42-3211

深川市福祉事務所	〒074-8650 深川市2条17番17号	0164-26-2228
富良野市福祉事務所	〒076-8555 富良野市弥生町1番3号総合保健センター2階	0167-39-2211
登別市福祉事務所	〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地	0143-85-2111
恵庭市福祉事務所	〒061-1498 恵庭市京町1番地	0123-33-3131
伊達市福祉事務所	〒052-0024 伊達市鹿島町20-1	0142-23-3331
北広島市福祉事務所	〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1	011-372-3311
石狩市福祉事務所	〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2	0133-72-3111
北斗市福祉事務所	〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号	0138-73-3111

◇福祉事務所（町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
石狩振興局 保健環境部社会福祉課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階	011-231-4111
渡島総合振興局 保健環境部会福祉課	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9400
渡島総合振興局 松前社会福祉事務出張所	〒049-1512 松前郡松前町字福山118	0139-42-2257
檜山振興局 保健環境部社会福祉課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6500
檜山振興局 北檜山社会福祉事務出張所	〒049-4501 瀬棚郡せたな町北檜山区北檜山235-10	0137-84-5729
後志総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300
後志総合振興局 寿都社会福祉事務出張所	〒048-0406 寿都郡寿都町字新栄町104番地4みなくる104	0136-62-2214
後志総合振興局 余市社会福祉事務出張所	〒046-0015 余市郡余市町朝日町11-1	0135-22-6118
空知総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200

空知総合振興局 深川社会福祉事務出張所	〒074-0002 深川市2条19番13号	0164-23-3402
上川総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5900
上川総合振興局 名寄社会福祉事務出張所	〒096-0014 名寄市西4条南2丁目	01654-2-2258
留萌振興局 保健環境部社会福祉課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8404
留萌振興局 天塩社会福祉事務出張所	〒098-3396 天塩郡天塩町新栄通9丁目	01632-2-1080
宗谷総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516
宗谷総合振興局 鷲泊社会福祉事務出張所	〒097-0101 利尻郡利尻富士町鷲泊字栄町	0163-82-1549
オホーツク総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0603
オホーツク総合振興局 遠軽社会福祉事務出張所	〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1-27	0158-42-5161
オホーツク総合振興局 紋別社会福祉事務出張所	〒095-8554 紋別市幸町6丁目	0158-24-3101
胆振総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9900
日高振興局 保健環境部社会福祉課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9030
十勝総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9005
釧路総合振興局 保健環境部社会福祉課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100
根室振興局 中標津社会福祉事務出張所	〒086-1045 標津郡中標津町東5条北3丁目	0153-72-2161

◇保健所

名 称	所 在 地	電話番号
渡島保健所	〒041-8551 函館市美原町4丁目6-16	0138-47-9547

江差保健所	〒043-0043 檜山郡江差町字本町63番地	0139-52-1053
八雲保健所	〒049-3112 二海郡八雲町末広町120番地	0137-63-2168
江別保健所	〒069-0811 江別市錦町4番地1	011-383-2111
千歳保健所	〒066-8666 千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175
俱知安保健所	〒044-0001 虻田郡俱知安町北1条東2丁目	0136-23-1957
岩内保健所	〒045-0024 岩内郡岩内町清住252番地1号	0135-62-1537
岩見沢保健所	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目1番	0126-20-0121
滝川保健所	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201
深川保健所	〒074-0002 深川市2条18番6号	0164-22-1421
室蘭保健所	〒051-8555 室蘭市海岸町1-4-1むろらん広域センタービル内	0143-24-9847
苫小牧保健所	〒053-0021 苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168
浦河保健所	〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1-8	0146-22-3071
静内保健所	〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8-1	0146-42-0251
上川保健所	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5992
名寄保健所	〒096-0005 名寄市東5条南3丁目63-38	01654-3-3121
富良野保健所	〒076-0011 富良野市末広町2番10号	0167-23-3161
留萌保健所	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1	0164-42-8327
稚内保健所	〒097-8525 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-3704
北見保健所	〒090-8518 北見市青葉町6番6号	0157-24-4137

網走保健所	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0698
紋別保健所	〒094-8642 紋別市南ヶ丘町1丁目6番地	0158-23-3108
帯広保健所	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1	0155-21-9110
釧路保健所	〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5352
根室保健所	〒087-0009 根室市弥栄2丁目1番地	0153-23-5161
中標津保健所	〒086-1001 標津郡中標津町東1条南6丁目	0153-72-2168
札幌市保健所	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3 F	011-622-5151
旭川市保健所	〒070-8525 旭川市7条通10丁目	0166-25-6364
小樽市保健所	〒047-0033 小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3110
市立函館保健所	〒040-0001 函館市五稜郭町23-1 (総合保健センター内)	0138-32-1534

◇労働基準監督署・総合労働相談コーナー

名 称	所 在 地	電話番号
札幌中央 労働基準監督署	〒060-8587 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎7F	011-737-1191
北海道労働局 総合労働相談コーナー	〒060-8586 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎9F	011-707-2700
札幌東 労働基準監督署	〒004-8518 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5	011-894-2821
函館 労働基準監督署	〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-87-7600
江差駐在事務所	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139-52-1028
小樽 労働基準監督署	〒047-0007 小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎	0134-33-7651
岩見沢 労働基準監督署	〒068-0005 岩見沢市5条東15-7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126-22-4490
旭川 労働基準監督署	〒078-8505 旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川合同庁舎西館	0166-99-4703
帯広 労働基準監督署	〒080-0016 帯広市西6南7-3 帯広地方合同庁舎	0155-97-1242

滝川 労働基準監督署	〒073-8502 滝川市緑町2-5-30	0125-24-7361
北見 労働基準監督署	〒090-8540 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157-88-3982
室蘭 労働基準監督署	〒051-0023 室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎	0143-23-6131
苫小牧 労働基準監督署	〒053-8540 苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144-88-8898
釧路 労働基準監督署	〒085-8510 釧路市柏木町2-12	0154-45-7834
名寄 労働基準監督署	〒096-0014 名寄市西4条南9丁目16番地	01654-2-3186
留萌 労働基準監督署	〒077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0463
稚内 労働基準監督署	〒097-0001 稚内市末広3-3-1	0162-23-3833
浦河 労働基準監督署	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1-3-31	0146-22-2113
小樽 労働基準監督署 俱知安支署	〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東3丁目1 俱知安地方合同庁舎	0136-22-0206

受付時間

労働基準監督署：8:30～17:15（祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

総合労働相談コーナー：9:00～16:30（祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

◇ハローワーク

名 称	所 在 地	電話番号
ハローワーク札幌	〒064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目	011-562-0101
ハローワーク札幌東	〒062-8609 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	011-853-0101
(ハローワーク江別)	〒067-0014 江別市4条1丁目	011-382-2377
ハローワーク札幌北	〒065-8609 札幌市東区北16条東4丁目3番1号	011-743-8609
ハローワーク函館	〒040-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	0138-26-0735
(ハローワーク江差)	〒043-8609 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139-52-0178
(ハローワーク八雲)	〒049-3113 二世郡八雲町相生町108-8 八雲地方合同庁舎	0137-62-2509

ハローワーク旭川	〒070-0902 旭川市春光町10-58	0166-51-0176
(ハローワーク富良野)	〒076-8609 富良野市緑町9-1	0167-23-4121
ハローワーク帯広	〒080-8609 帯広市西5条南5丁目2番地	0155-23-8296
(ハローワーク池田)	〒083-0022 中川郡池田町西2条2丁目10番地	0155-72-2561
ハローワーク北見	〒090-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157-23-6251
(ハローワーク遠軽)	〒099-0403 紋別郡遠軽町1条通北4	0158-42-2779
(ハローワーク美幌)	〒092-0004 網走郡美幌町仲町1-44	0152-73-3555
ハローワーク紋別	〒094-8609 紋別市南が丘町7-45-33	0158-23-5291
ハローワーク小樽	〒047-8609 小樽市色内1-10-15	0134-32-8689
(ハローワーク余市)	〒046-0004 余市郡余市町大川町2-26	0135-22-3288
ハローワーク滝川	〒073-0023 滝川市緑町2-5-1	0125-22-3416
(ハローワーク砂川)	〒073-0166 砂川市西6条北5-1	0125-54-3147
(ハローワーク深川)	〒074-0001 深川市1条18番10号	0164-23-2148
ハローワーク釧路	〒085-0832 釧路市富士見3-2-3	0154-41-1201
ハローワーク室蘭	〒051-0022 室蘭市海岸町1-20-28	0143-22-8689
(ハローワーク伊達)	〒052-0025 伊達市網代町5-4	0142-23-2034
ハローワーク岩見沢	〒068-8609 岩見沢市5条東15-7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126-22-3450
ハローワーク稚内	〒097-8609 稚内市末広4-1-25	0162-34-1120
ハローワーク岩内	〒045-8609 岩内郡岩内町字相生199-1	0135-62-1262

(ハローワーク倶知安)	〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1 倶知安地方合同庁舎	0136-22-0248
ハローワーク留萌	〒077-0048 留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0388
ハローワーク名寄	〒096-8609 名寄市西5条南10丁目2-2	01654-2-4326
(ハローワーク士別)	〒095-8609 士別市東4条3丁目	0165-23-3138
ハローワーク浦河	〒057-0033 浦河郡浦河町堺町東1-5-21	0146-22-3036
(ハローワーク静内)	〒056-0017 日高郡新ひだか町御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピュア3階	0146-42-1734
ハローワーク網走	〒093-8609 網走市大曲1丁目1-3	0152-44-6287
ハローワーク苫小牧	〒053-8609 苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144-32-5221
ハローワーク根室	〒087-8609 根室市弥栄町1丁目18	0153-23-2161
(ハローワーク中標津)	〒086-1002 標津郡中標津町東2条南2-1-1 中標津経済センタービル	0153-72-2544
ハローワーク千歳	〒066-8609 千歳市東雲町4丁目2-6	0123-24-2177
(ハローワーク夕張)	〒068-0403 夕張市本町5丁目5番地	0123-52-4411

受付時間:8:30～17:15(祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日)

◇中小企業労働相談所(北海道)

名称	所在地	電話番号
石狩振興局 商工労働観光課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
渡島総合振興局 商工労働観光課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457
檜山振興局 商工労働観光課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
後志総合振興局 商工労働観光課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	〒047-0033 小樽市富岡1丁目14-13	0134-22-5525

空知総合振興局 商工労働観光課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
上川総合振興局 商工労働観光課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5938
留萌振興局 商工労働観光課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8440
宗谷総合振興局 商工労働観光課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局 商工労働観光課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
胆振総合振興局 商工労働観光課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局 商工労働観光課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
十勝総合振興局 商工労働観光課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局 商工労働観光課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局 商工労働観光課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829

受付時間：9:00～17:30（祝祭日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

◇職業能力開発校（道立高等技術専門学院）

名 称	所 在 地	電話番号
札幌高等技術専門学院 MONOテク札幌	〒065-0027 札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
函館高等技術専門学院 MONOテク函館	〒041-0801 函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院 MONOテク旭川	〒078-8803 旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
旭川高等技術専門学院稚内 分校	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎 4階	0162-33-2636
北見高等技術専門学院 MONOテク北見	〒090-0826 北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院 MONOテク室蘭	〒050-0084 室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院 MONOテク苫小牧	〒053-0052 苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007

帯広高等技術専門学院 MONOテク帯広	〒080-2464 帯広市西24条北2丁目18番1号	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院 MONOテク釧路	〒084-0915 釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154-57-8011

◇年金事務所

名 称	所 在 地	電話番号
札幌東年金事務所	〒003-8530 札幌市白石区菊水1条3丁目1-1	011-832-0830
札幌西年金事務所	〒060-8585 札幌市中央区北3条西11丁目2-1	011-271-1051
札幌北年金事務所	〒001-8585 札幌市北区北24条西6丁目2-12	011-717-8917
新さっぽろ年金事務所	〒004-8558 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30	011-892-1631
函館年金事務所	〒040-8555 函館市千代台町26番3号	0138-82-8000
旭川年金事務所	〒070-8505 旭川市宮下通2丁目1954-2	0166-72-5002
釧路年金事務所	〒085-8502 釧路市栄町9丁目9-2	0154-61-6002
室蘭年金事務所	〒051-8585 室蘭市海岸町1丁目20-9	0143-50-1002
苫小牧年金事務所	〒053-8588 苫小牧市若草町2丁目1番14号	0144-56-9003
岩見沢年金事務所	〒068-8585 岩見沢市9条西3丁目	0126-38-8002
小樽年金事務所	〒047-8666 小樽市富岡1丁目9-6	0134-65-5004
北見年金事務所	〒090-8585 北見市高砂町2番21	0157-33-6005
帯広年金事務所	〒080-8558 帯広市西1条南1丁目	0155-65-5003
稚内年金事務所	〒097-8510 稚内市末広4丁目1番28号	0162-74-1003
砂川年金事務所	〒073-0192 砂川市西4条北5丁目1-1	0125-28-9000
留萌年金事務所	〒077-8533 留萌市大町3丁目	0164-43-7211

受付時間：月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30～19:00

火～金曜日/8:30～17:15 第2土曜日/9:30～16:00

◎日曜・祝日、土日(第2を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

ご相談ください ~ひとりぼっちじゃない

あなたのそばに 私たちがいます



北海道犯罪被害者支援ハンドブック

編集：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-206-6148 (直通)

FAX : 011-232-4820

E-mail : kansei.dousei@pref.hokkaidou.lg.jp

発行 平成 22 年 3 月

改訂 令和 4 年 3 月